

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期） 素案

第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- ひとり親家庭とは、20歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭のことを指します。
- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家庭や生活の様々な問題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的・精神的な負担が大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- 平成13年3月、都は、ひとり親家庭に対する就労支援策を重点的に推進するため、「東京都ひとり親家庭就労支援計画」を策定しました。
- 平成14年には、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、都道府県の母子及び寡婦の自立支援計画策定が規定されるとともに、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援等に関する都道府県計画を定めることとなりました。
- 都は、これを踏まえ、「次世代育成支援東京都行動計画」に併せて、平成17年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、平成22年4月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」を策定しました。
- 平成26年1月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成26年4月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。
- こうした状況を踏まえ、平成27年3月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」を策定しました。

- 平成 27 年 4 月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮世帯への家計相談事業や子供の学習支援事業を含む「生活困窮者自立支援法」が施行されました。
- 令和元年 6 月には、「子どもの貧困対策法」の改正により、子供の意見の尊重や包括的かつ早期に支援を講ずることを基本理念に加えるとともに、同年 11 月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、さらなる施策の推進を図ることとされました。
- 都においては、令和元年 12 月、今後の都政運営の新たな指針として、「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめ、ひとり親家庭への支援を推進することとしました。
- こうした状況を踏まえ、令和 2 年 3 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 4 期)」(以下「第 4 期計画」という。)を策定し、ひとり親家庭の特性を踏まえた様々な施策を展開してきました。
- 第 4 期計画策定以降、令和 3 年 4 月には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を施行しました。
- また、国においても、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。
- 令和 6 年 6 月には、「子どもの貧困対策法」が改正され、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(以下「こどもの貧困解消法」という。)に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。
- さらに、令和 6 年 5 月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。
- 「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 5 期)」(以下「第 5 期計画」という。)は、こうした動きを踏まえ、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定するものです。
- 「『未来の東京』戦略」の趣旨を踏まえるとともに、「子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法」に基づいて都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養育推進計画」など、関連する計画との整合を図っています。
- また、子供の貧困への対策として、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」に基づく取組とも連携を図ります。

(3) 計画期間

- 第5期計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

(4) 計画の理念と施策分野

- 第5期計画では、これまでの計画の理念と体系を継承し、以下の3つの理念のもと、4つの施策分野を柱に、ひとり親への支援を推進していきます。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

4つの施策分野

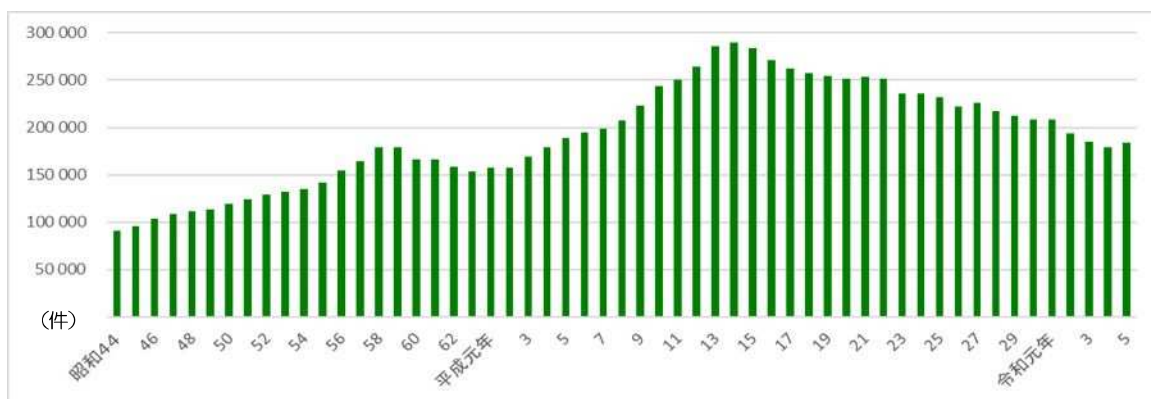
- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備する。
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

2 東京のひとり親家庭の状況

(1) 離婚件数の推移

- 「人口動態統計」（厚生労働省）によると、全国の離婚件数は、平成 14 年の 289,836 件をピークに減少傾向にあり、令和 5 年では 183,814 件となっています。

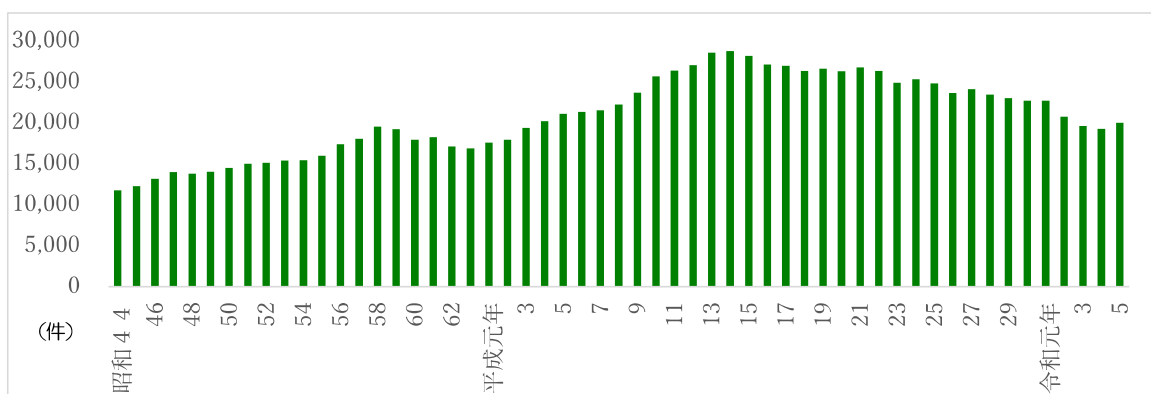
図表 1 離婚件数の推移（全国・昭和 44 年～令和 5 年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚件数も、全国と同様、平成 14 年の 28,780 件をピークに減少傾向にあり、令和 5 年では 20,016 件となっています。

図表 2 離婚件数の推移（東京・昭和 44 年～令和 5 年）



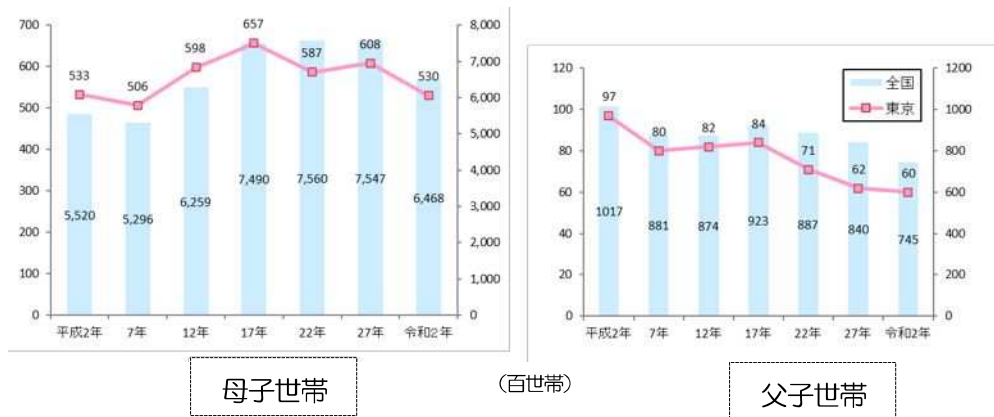
資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は、常に全国を上回っていましたが、令和 2 年からは逆転しており、令和 4 年は、東京 1.43、全国 1.47 となっています。
- 令和 4 年の一年間に、親が離婚をした子供（20 歳未満）は、東京では 13,379 人となっています。

(2) ひとり親家庭の数

- 「国勢調査」(総務省)によると、令和2年の全国のひとり親家庭は、母子世帯が646,809世帯、父子世帯が74,481世帯となっています。
- 東京のひとり親家庭は、母子世帯が53,043世帯、父子世帯が5,981世帯となっています。全体の世帯に占める割合は、母子世帯0.7%、父子世帯0.1%となっています。

図表3 母子世帯・父子世帯の推移(全国・東京都 平成2年～令和2年)



資料：総務省「国勢調査」

- 「国勢調査」による母子・父子世帯の把握数には、いわゆる「三世帯同居」等は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査(平成14年までは「社会福祉基礎調査」)による、三世帯同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体の数を試算しています。
- 令和2年の三世帯同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯113,900世帯(全世帯の1.56%)、父子世帯23,400世帯(同0.32%)と推計されます。

図表4 三世帯同居を含むひとり親世帯の推移(東京都 平成28年～令和2年)



資料：東京都福祉保健局調べ

(3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親家庭の状況

東京都福祉保健基礎調査の中で5年に1度実施している「東京の子供と家庭」（令和4年度）の調査結果をもとに、ひとり親家庭の状況を概括します。

ア ひとり親になった理由

- ひとり親になった理由では、母子世帯・父子世帯ともに「離婚」の割合が最も高く、母子世帯が70.7%、父子世帯65.8%となっています。

図表5 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった理由（東京 平成24～令和4年度）¹



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

¹ 非婚「結婚しないこと。また、生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること。」、未婚「まだ結婚していないこと。」（広辞苑第七版）

イ ひとり親になった年齢、子供の年齢

- ひとり親になった年齢をみると、30 歳代以下が母子世帯の61.4%を、父子世帯の15.8%を占めています。

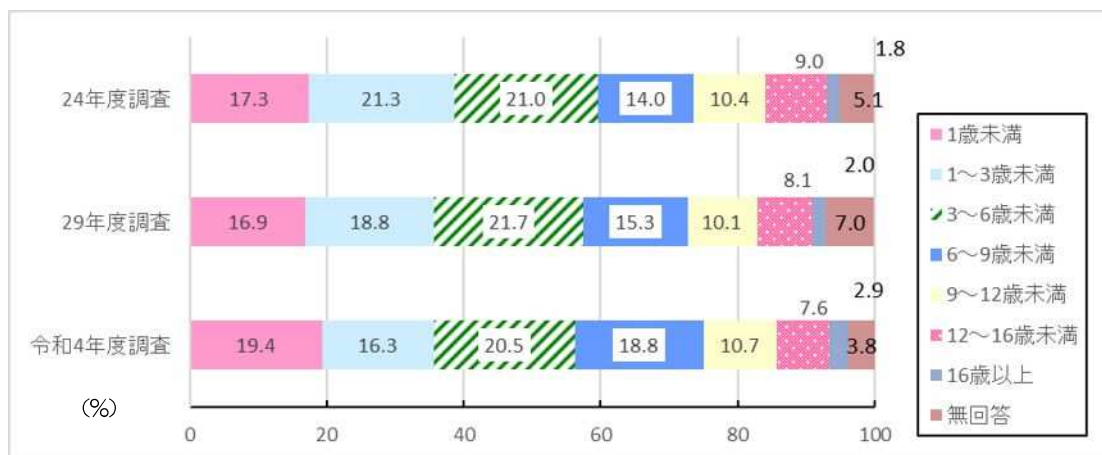
図表 6 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった年齢（東京 平成 24～令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- ひとり親になったときの1 番下の子供の年齢は、3 歳未満の割合が35.7%となっています。

図表 7 ひとり親になったときの1 番下の子供の年齢（東京 平成 19～29 年度）

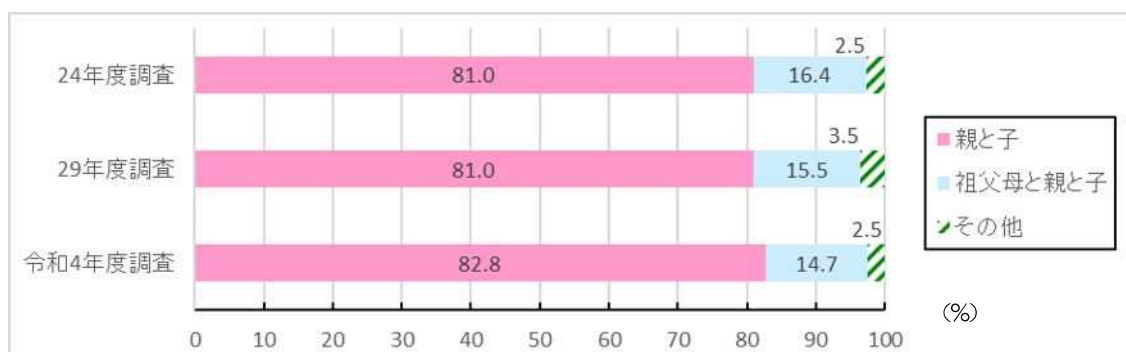


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

ウ 世帯の状況

- 令和4年度の三世代同居の割合は 14.7%となっています。世帯別にみると、父子世帯が 15.8%で、母子世帯 14.6%に比べ高くなっています。

図表 8 世帯類型（東京 平成 24～令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

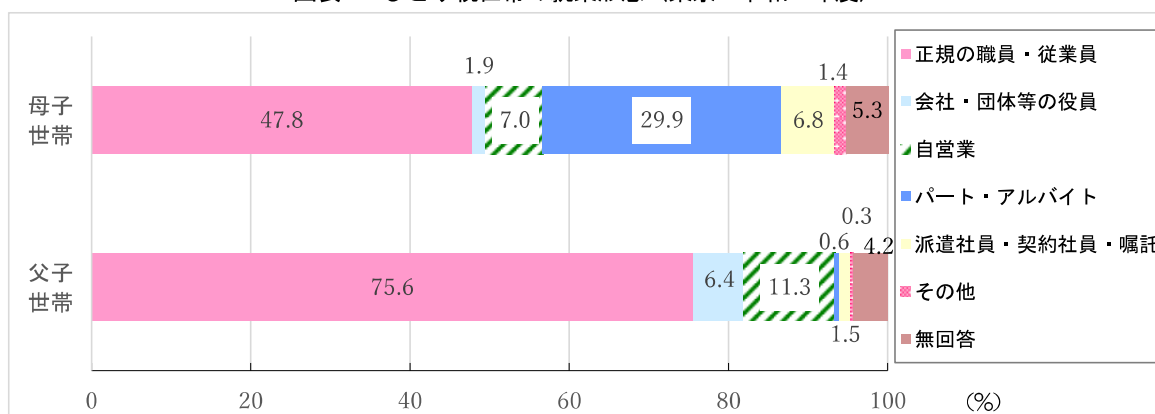
エ 住居の状況

- 住居の種類を世帯別にみると、母子世帯では「借家・賃貸住宅等」の割合が最も多く 55.4%、父子世帯では「持家」が最も多く 76.3%となっています。

オ 就業の状況

- 母子世帯の 92.7%、父子世帯の 94.7%が、就業しています。
- 就業形態をみると、就業している母では、「正規の職員・従業員」の割合が 43.2%、「パート・アルバイト」が 32.1%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が 9.8%となっています。就業している父では、「正規の職員・従業員」が 75.0%、「自営業」が 8.3%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が 5.6%となっています。

図表 9 ひとり親世帯の就業形態（東京 令和 4 年度）

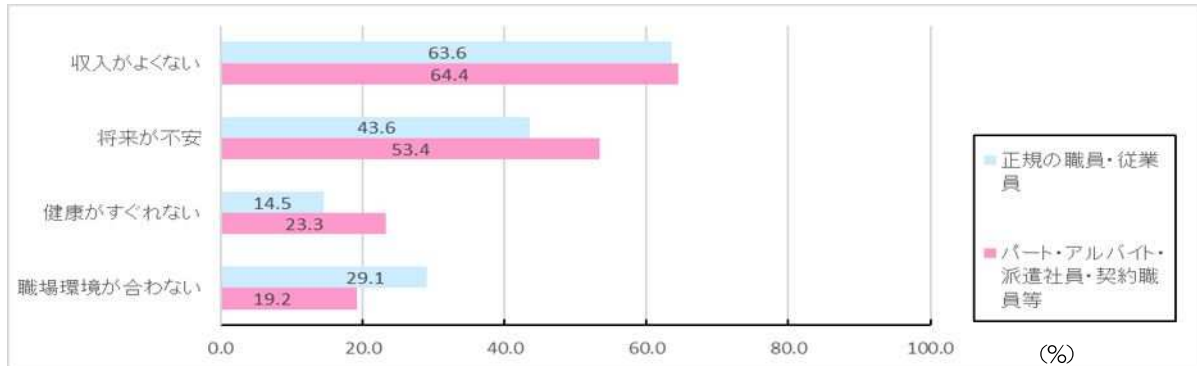


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 働いているひとり親世帯のうち、転職を希望する割合は、母 36.9%、父 25.7%となっています。
- 母の転職希望理由を就業形態別にみると、いずれの就業形態でも、「収入が良くな

い」の割合が高く、また、「パート・アルバイト、派遣社員・契約社員等」では、「将来が不安」の割合も高くなっています。

図表 10 母子世帯の母の就業形態別転職の希望理由（東京 令和4年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

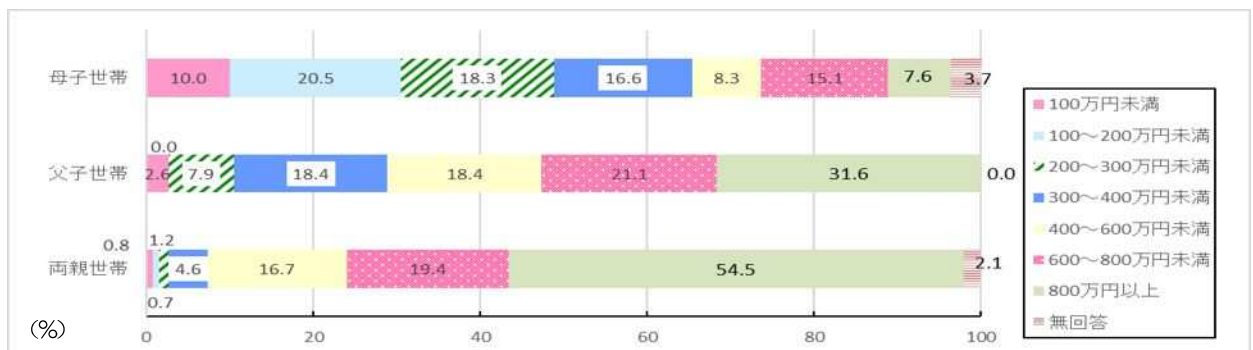
- 「ひとり親世帯になった当時、暮らしのためにしたこと」（複数回答）という問いに対し、「自分が仕事を始めた」という回答が24.3%、「仕事を続けた」が57.1%、「転職した」が12.5%となっています。

カ 収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200万円未満が全体の30.5%、200～300万円未満が18.3%、300～400万円未満が16.6%となっています。父子世帯では、200万円未満が2.6%、200～300万円未満が7.9%、300～400万円未満が18.4%となっています。

- 両親世帯では、年間収入が600万円以上の割合は73.9%ですが、父子世帯では52.7%、母子世帯では22.7%です。（参考：令和5年の都内勤労者世帯の平均実収入は年換算約865万円（東京都総務局「東京都生計分析調査」）

図表 11 母子世帯・父子世帯別 年間収入の状況（東京 令和4年度）



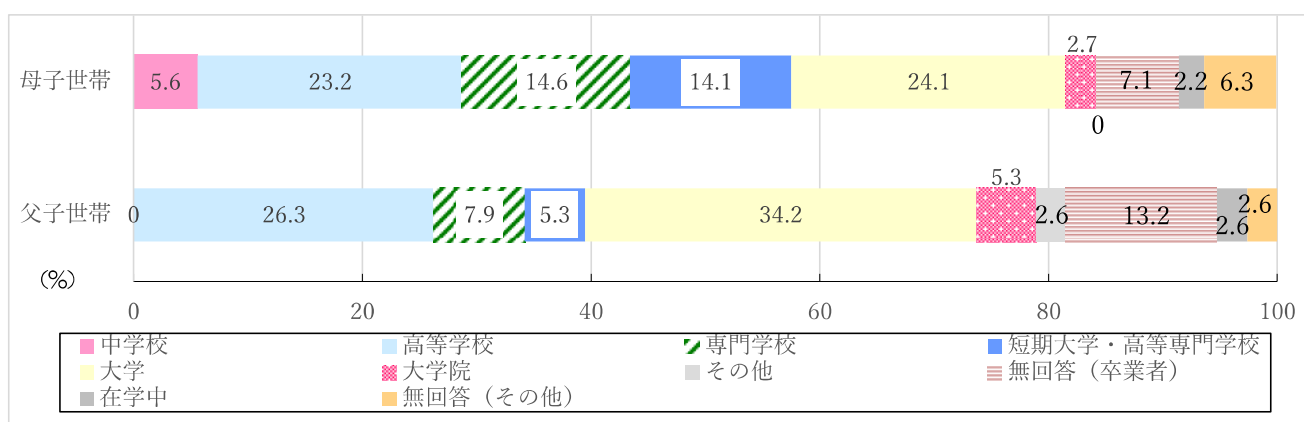
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母子世帯の主な収入(単数回答)として挙げられたものは、賃金・給料が75.9%、児童手当、児童扶養手当等を含む各種社会保障給付金が1.5%、養育費・慰謝料が2.9%、年金・恩給が3.2%です。父子世帯では、賃金・給料が94.7%、事業所得が2.6%、その他の収入が2.6%です。

キ 父母の学歴

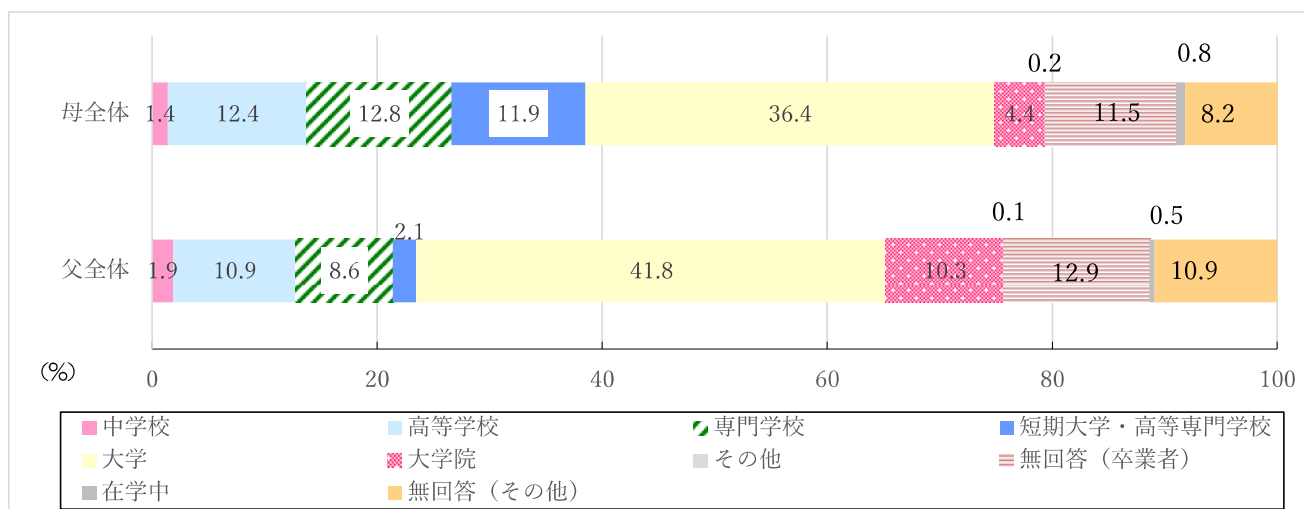
- 最終学歴が中学校及び高等学校の割合についてみると、母全体では13.8%であるのに対し、母子世帯の母では28.8%となっています。また、父全体では12.8%であるのに対し、父子世帯の父では26.3%となっています。最終学歴が中学校の割合は、母子世帯の母では5.6%に対し、母全体では1.4%となっています。

図表 12 ひとり親世帯の父母の学歴（東京 令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 13 父母全体の学歴（東京 令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

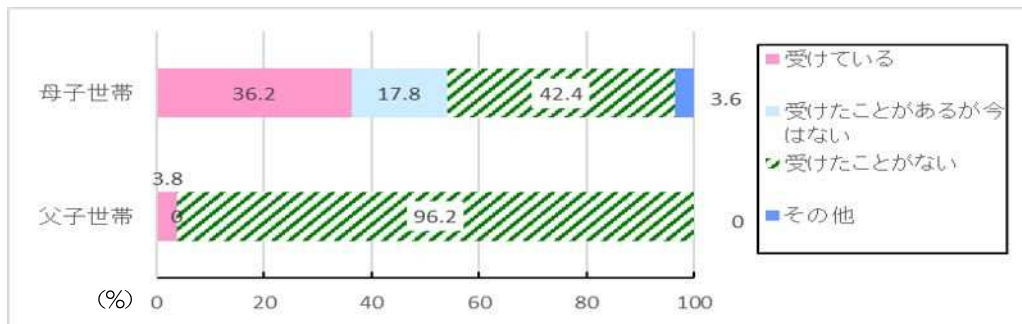
ク 養育費²の状況

- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、養育費や親子交流の取決めをしている割合は、母子世帯では26.1%、父子世帯では15.4%となっています。

また、養育費の取決めをしている世帯のうち、文書による取決めをしている世帯は、ひとり親世帯全体で82.9%となっています。

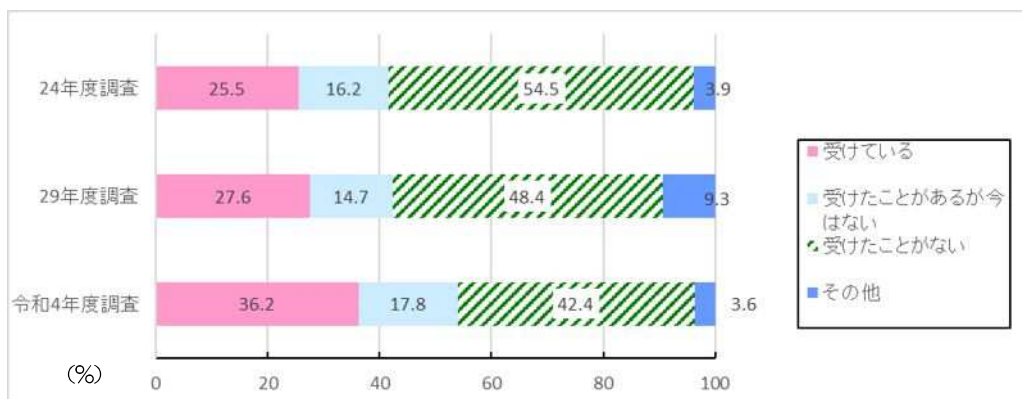
- 養育費の受取について、養育費を現在受けている世帯は、母子世帯では36.2%、父子世帯では3.8%となっています。（図表 14）
- 母子世帯の養育費の受取状況は、過去の調査と比較すると、「受けている」割合が少しずつ増加しています。（図表 15）

図表 14 母子世帯・父子世帯別 養育費受取の有無（東京 令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 15 母子世帯の養育費受取の有無（東京 平成24～令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

² 子供を監護・教育するために必要な費用。一般的には、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費など。平成23年の民法改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として面会交流及び養育費の分担が明文化された。また、平成15年4月に母子及び寡婦福祉法（平成26年4月母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正）において扶養義務の履行が規定され、養育費支払いの責務等が明記された。

- 養育費を受けている世帯における 1 か月の養育費の額としては、「2～4 万円未満」が最も多く、33.3%を占めており、以下「4～6 万円未満」が 16.3%、「6～8 万円未満」が 8.1%となっています。

ケ 親子交流³の実施

- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、現在、親子交流を実施している世帯は、母子世帯では 35.6%、父子世帯では 61.5%となっています。（図表 16）

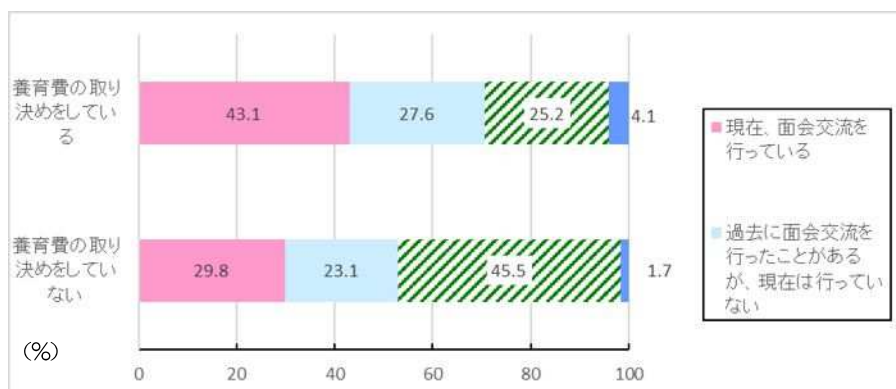
- 親子交流の有無を、養育費の取決めの有無別にみると、「現在、親子交流を行っている」の割合は、養育費の取決めをしている世帯が 43.1%、取決めをしていない世帯は 29.8%で、養育費の取決めをしている世帯の方が、13.3 ポイント高くなっています。（図表 17）

図表 16 母子世帯・父子世帯別 親子交流の有無（東京 令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 17 親子交流の有無と養育費の取決め（東京 令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

³ 夫婦が離婚した際に、子供と離れて暮らしている父や母が、子供と定期的又は継続的に会って話をしたり、一緒に遊ぶなどして交流すること。

コ 公的制度について

- ひとり親世帯向けの公的制度では、調査項目である事業の半数以上で、「制度を知らなかったのでは利用したことがない」と回答した割合が3割を超えています。

図表 18 制度利用の有無（東京 令和4年度）※複数回答

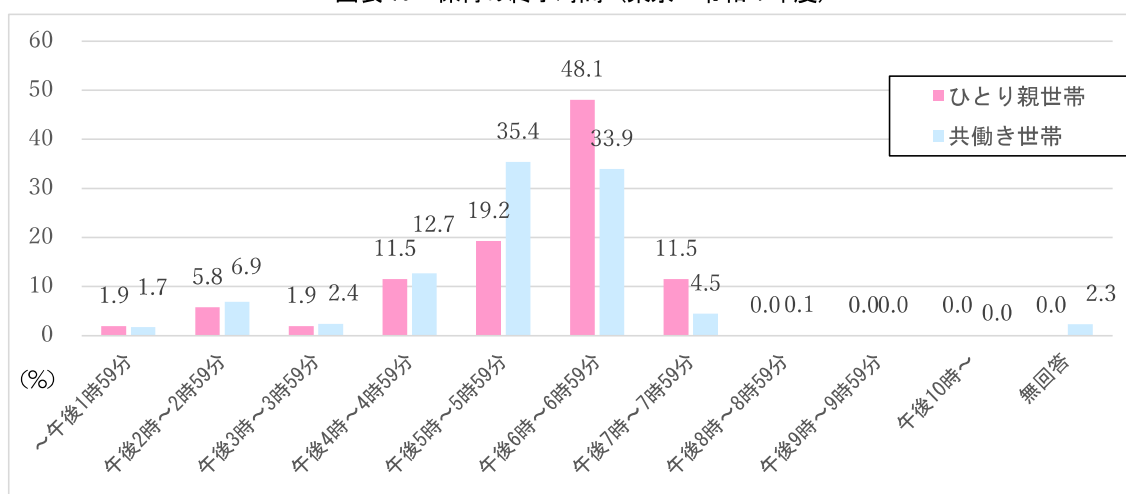


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

サ 保育の利用状況

- 就学前の子供がいるひとり親世帯の日中の主な預け先は、認可保育所が67.3%、認定こども園が13.5%、幼稚園が9.6%となっています。
- 保育所、幼稚園などの終了時間についてみると、ひとり親世帯では「午後6時～6時59分」が48.1%と一番多く、以降の時間帯では共働き世帯よりひとり親世帯の方の回答割合が多くなっており、共働き世帯よりひとり親世帯において、保育の終了時間が遅い傾向にあります。

図表 19 保育の終了時間（東京 令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 子供の預け先に関して不満に思うこととして、「子供が病気のとときに利用できない」と「夜間や休日に利用できない」を選択した割合は、両親世帯に比べ、ひとり親世帯が多く、それぞれ46.0%、20.0%となっています。ひとり親世帯にとって、病気のとときや夜間・休日の預かりに高いニーズがあることがわかります。

シ 学童クラブの利用状況

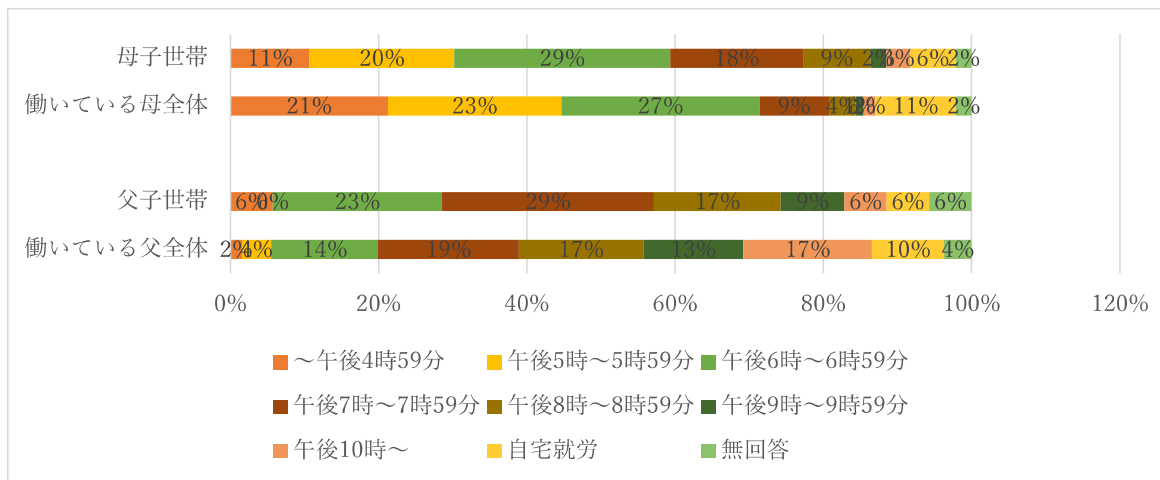
- 学童クラブの利用状況について、ひとり親世帯では「利用したことがある」世帯の割合が66.1%と、共働き世帯の48.6%より高くなっています。
- ひとり親世帯が学童クラブを利用するに当たって望むことでは、「自宅から近いこと」が66.0%（共働き世帯52.4%）、「長期休暇中（夏休み等）に昼食を提供してくれること」が35.8%（同31.9%）、「学校が休みの日に利用できること」が28.3%（同22.6%）、費用がかからないことが24.5%（同10.0%）、「夕食を提供してくれること」が15.1%（同1.5%）となっています。

ス 帰宅時間

- 帰宅時間をみると、母子世帯は「午後 6 時～6 時 59 分まで」が最も多くなっています。働いている母全体と比較すると、午後 4 時 59 分以前に帰宅する割合が低く、午後 7 時以降に帰宅する割合が高い（帰宅時間が遅い）傾向にあります。

父子世帯では、「午後 7 時～7 時 59 分まで」が最も多く、母子世帯より帰宅時間が遅くなっていますが、働いている父全体と比較すると、帰宅時間は早い傾向にあります。

図表 20 母子世帯・父子世帯別 帰宅時間の状況（東京 令和 4 年度）

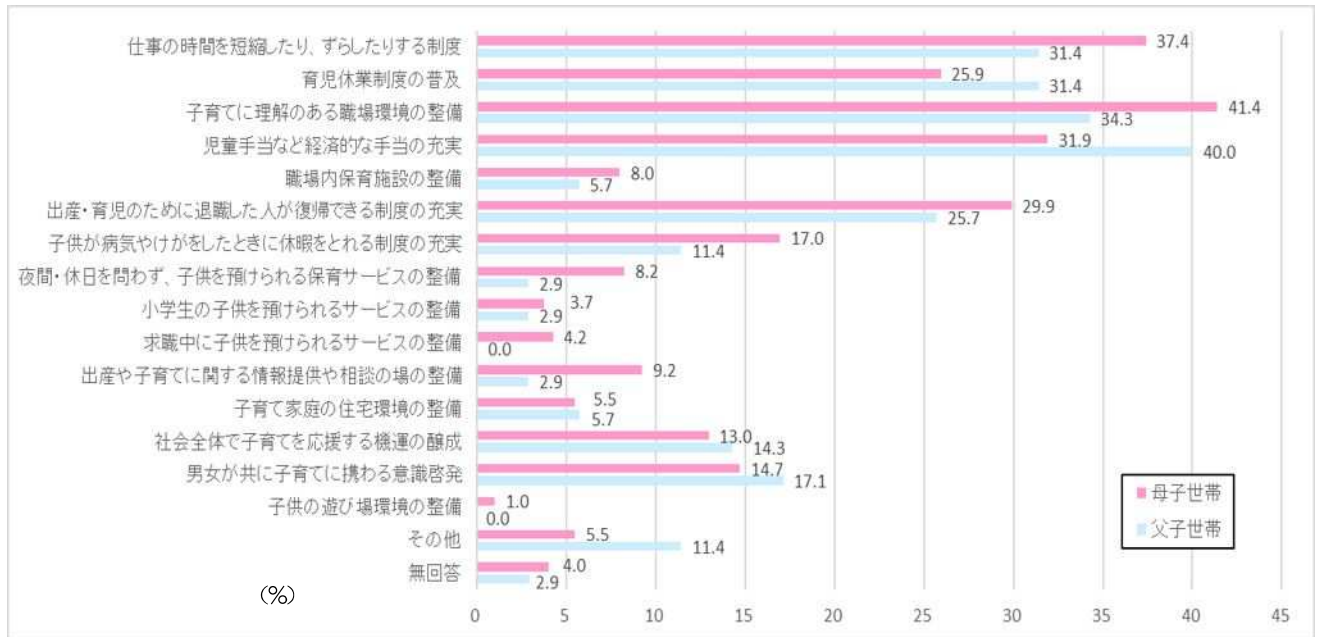


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

セ 子育てをしやすくするために必要なもの

- 子育てをしやすくするために必要なものとして、「子育てに理解のある職場環境の整備」が母子世帯 34.3%・父子世帯 41.4%、「児童手当など経済的な手当の充実」が母子世帯 40.0%・父子世帯 31.9%、「仕事の時間を短縮したり、ずらしたりする制度」が母子世帯 31.4%・父子世帯 37.4%となっており、割合の高い項目は共通しています。

図表 21 子育てをしやすくするために必要なもの（東京 令和4年度）※複数回答

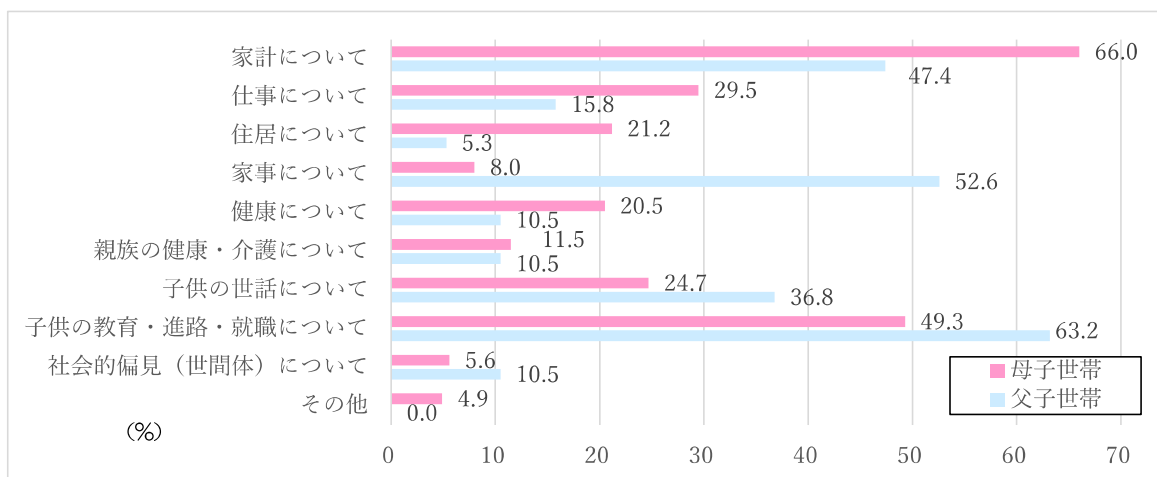


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

ソ 困っていること

- 現在困っていることについて回答が多いものとして、母子世帯では「家計」が66.0%、「子供の教育・進路・就職」が49.3%となっており、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」が63.2%、「家事」が52.6%となっています。

表 22 母子世帯・父子世帯別 現在困っていること（東京 令和4年度）※複数回答

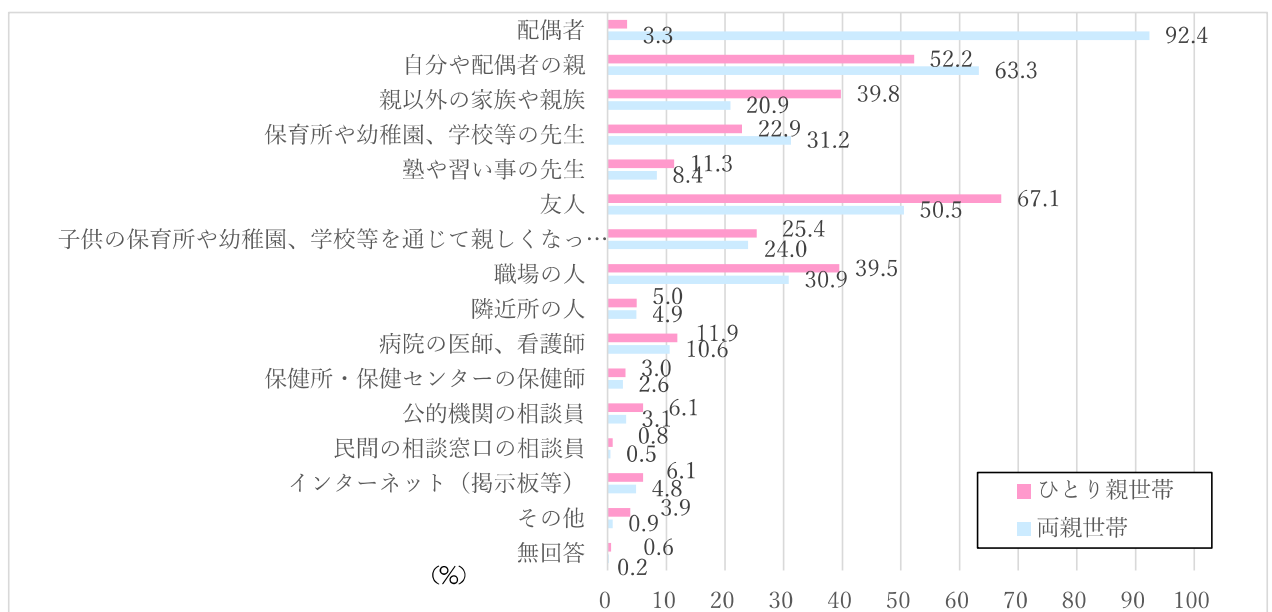


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

タ 相談相手

- 相談相手の有無については、ひとり親世帯では「いる」とした割合が 83.0%でした。また、「相談相手がないのでほしい」という回答が、母子世帯（9.5%）、父子世帯（22.9%）とも、両親世帯（2.9%）に比べて高くなっています。一方、「（相談相手は）必要ない」という回答は、父子世帯が 17.1%と、両親世帯（6.0%）や母子世帯（5.0%）に比べて高くなっています。
- 具体的な相談相手として、ひとり親世帯では、「友人」（67.1%）や「職場の人」（39.8%）、「配偶者以外の家族や親族」（39.5%）の割合が、両親世帯に比べて高くなっています。（図表 23）

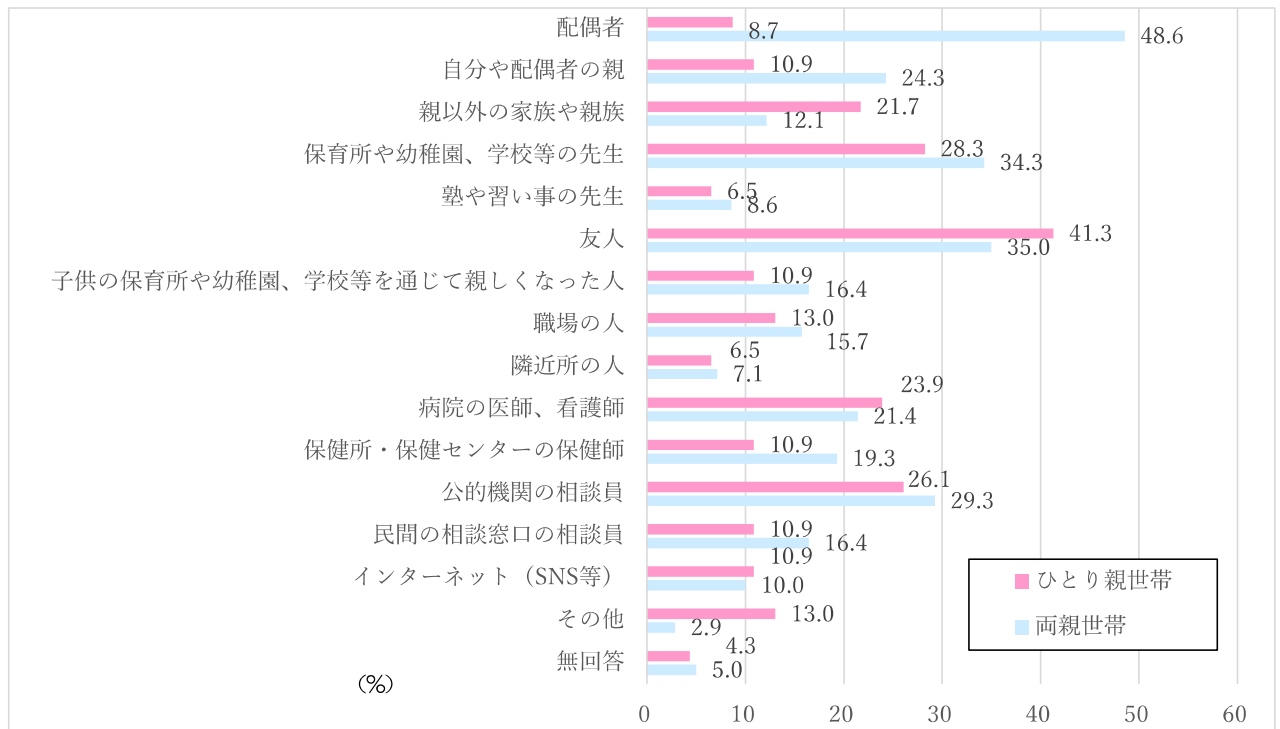
図表 23 ひとり親世帯・両親世帯別 相談相手（東京 令和 4 年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 「相談相手がないのでほしい」と回答した世帯のうち、相談したい相手をみると、ひとり親世帯では「友人」（41.3%）、「親以外の家族や親族」（21.7%）、「病院の医師、看護師」（23.9%）などが高い割合となっており、いずれも両親世帯より高くなっています。（図表 24）

図表 24 ひとり親世帯・両親世帯別 相談したい相手（東京 令和4年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

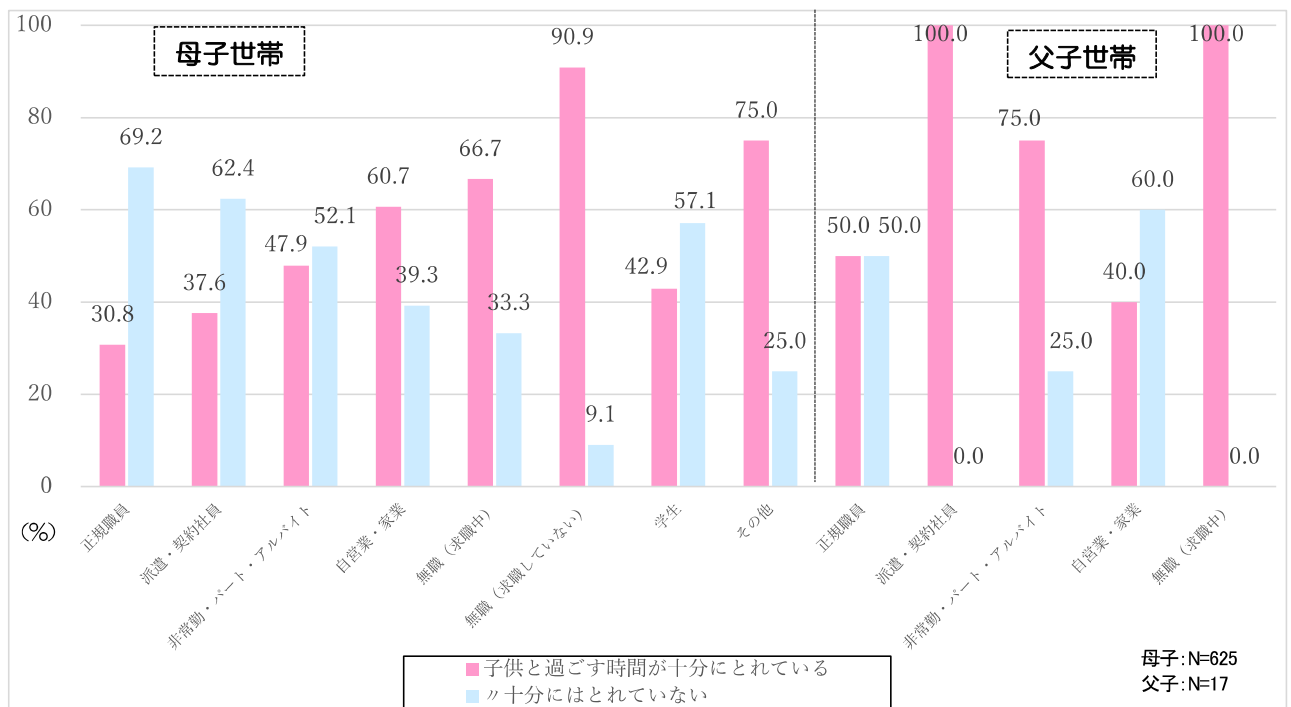
(4) ひとり親家庭の周囲とのつながり

令和5年度に実施した「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」では、「ひとり親家庭の周囲とのつながり」をテーマに、ひとり親支援や当事者団体とのつながりや、現在の生活に関する悩み、その解決のために行うことなどについて、アンケートを実施しました。

ア 家庭内のつながり

- 子供と過ごす時間について、母子世帯・父子世帯ともに「十分にとれていない」との回答が多く、母では54.8%、父では41.2%となっています。就業状況別にみると、正規職員で特に「十分に取れていない」との回答割合が高まる傾向にあります。

図表 25 母子世帯・父子世帯別 子供と過ごす時間（東京 令和5年度）



- 子供との会話については、母は49.4%、父は70.6%が「十分にできている」と回答しています。

イ 他のひとり親の仲間・友人とのつながり

- ひとり親の仲間・友人がいるかについて、母では51.3%、父では29.4%が「いる」と回答しています。ひとり親になってからの期間別にみると、ひとり親の期間が「1～3年」の父は、「いない」の回答割合が100.0%でした。

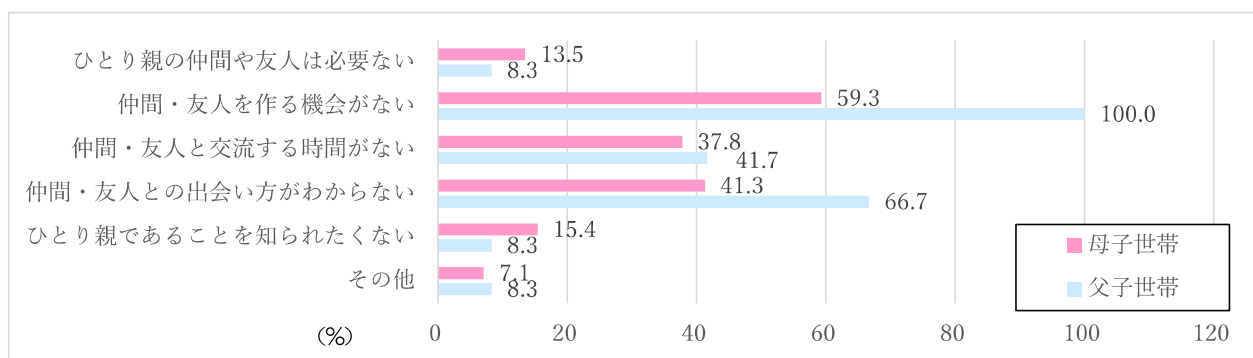
○ ひとり親の仲間・友人が「いる」と回答した世帯のうち、知り合った時期については、「ひとり親になってからの知人のほうが多い」との回答が多く、母では42.4%となっています。父については、80.0%でした。

○ ひとり親の仲間・友人が「いない」と回答した世帯について、その理由を尋ねたところ、母では、「機会がない」が59.3%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が41.3%、「交流する時間がない」が37.8%となっています。

一方、父では「機会がない」が100.0%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が66.7%となっています。

また、調査項目の最後に設けた自由意見欄にも、「同じ境遇の人がいない」「交流イベントが少ない上、シングルファザーがほぼ来ない」などの意見がありました。

図表 26 母子世帯・父子世帯別 ひとり親の仲間・友人がいない理由（東京 令和5年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

ウ 相談窓口とのつながり

○ 行政の相談窓口について、母の63.1%、父の81.3%は「相談したことがある」と回答しています。

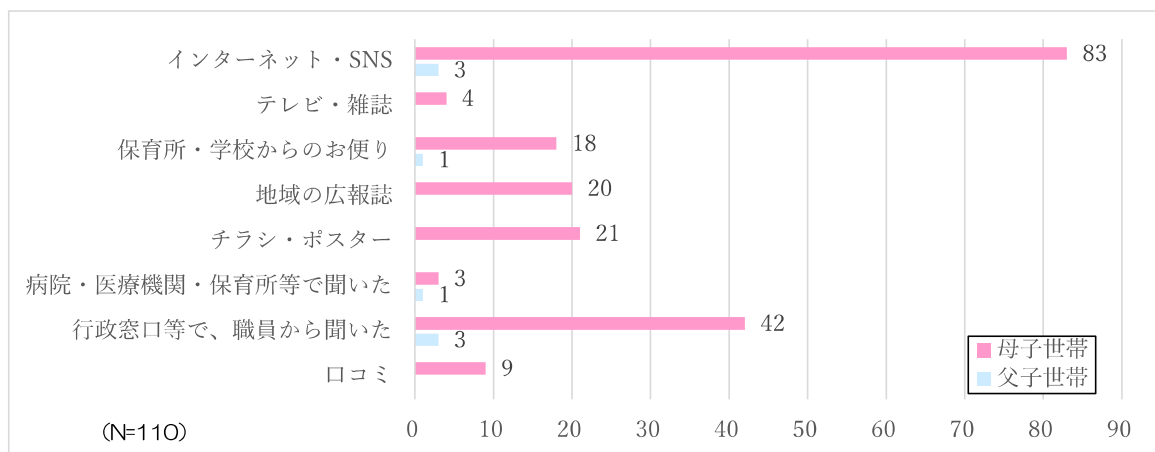
○ 行政に相談しにくい（しにくかった）理由としては、「相談しても解決しないと思う・解決しなかった」が44.2%、「時間が合わない」が38.8%となっています。

エ 情報とのつながり（困りごとの解決方法・支援施策等の認知経路）

○ 悩んだり、困ったりしたときの解決方法としては、「インターネット・SNSで情報収集」が最も多く42.9%、次いで「友人に相談」が24.5%、「行政に相談」が14.2%、「家族に相談」が12.7%となっています。

○ また、支援施策等をどのように知ったか（認知経路）について尋ねたところ、母子世帯、父子世帯ともに「インターネット・SNS」が最も多く、次いで、「行政窓口等で、職員から聞いた」が次点となっています。

図表 27 母子世帯・父子世帯別 支援施策等の認知経路（東京 令和5年度）※複数回答

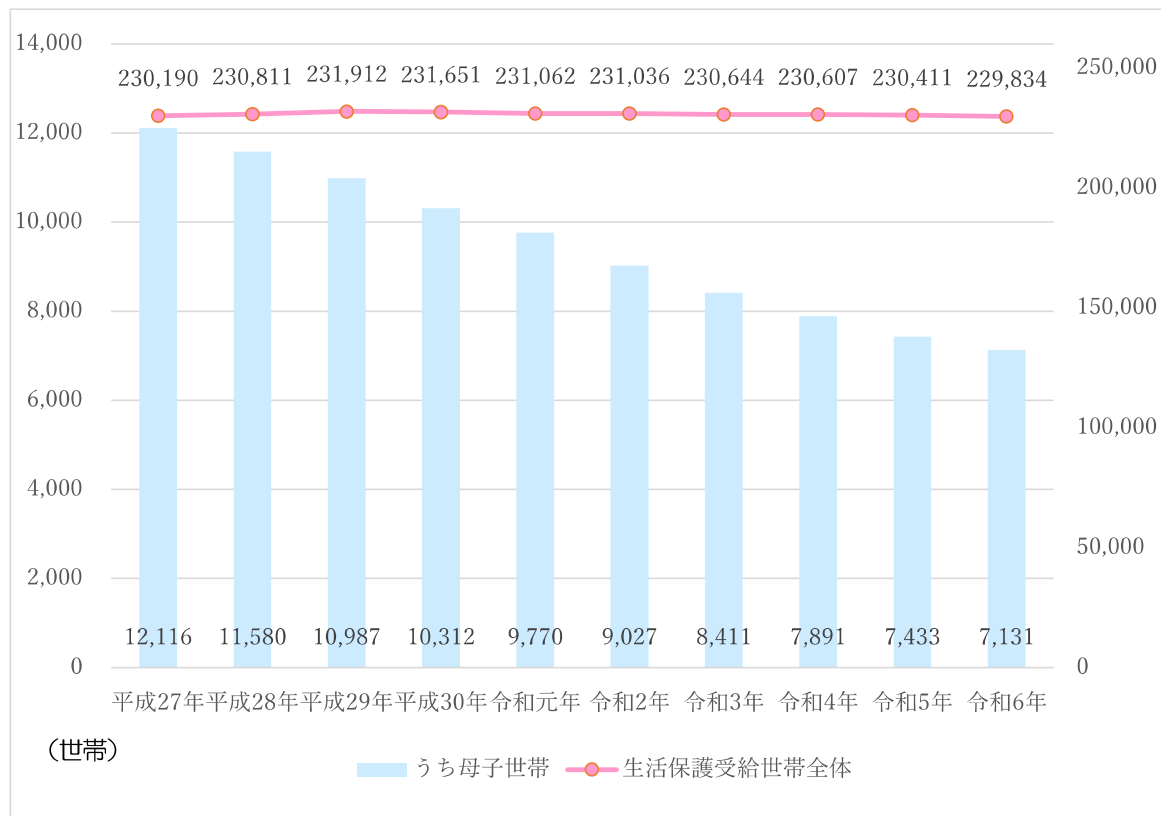


資料：東京都福祉局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

(5) 生活保護受給世帯の状況

- 生活保護を受ける母子世帯の数は、近年は減少が続いています。令和6年7月時点で、生活保護を受けている母子世帯は7,131世帯、そのうち母が働いている世帯は2,953世帯で、約4割を占めています。

図表 28 生活保護受給世帯の推移（東京 平成27年～令和6年 各年7月時点）



資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）、東京都福祉局 福祉局月報（令和6年7月～）

- 令和4年9月に保護を開始した母子世帯は50世帯で、主な理由は、「年金・仕送り等の減少・喪失／貯金等の減少・喪失」（22世帯）、「働いていた者の離別等」（8世帯）、「就労収入の減少・喪失／その他の働きによる収入の減少」（5世帯）等となっています。
- 令和4年9月に保護を廃止した母子世帯は91世帯で、主な理由は、「働きによる収入の増加・取得」（15世帯）、「親類・縁者等の引取」（13世帯）等となっています。

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

(6) DV⁴と母子

- DV は、ひとり親世帯の大きな離婚理由にもなっています。
- 東京都女性相談支援センターにおけるDVによる一時保護の割合は、平成 13 年以降高い割合で推移しており、令和 5 年度は 55.0% でした。（図表 29）
- 令和 5 年度に一時保護された母子等の母の年齢は、20 代が 30.0%、30 代が 27.9%、40 代が 17.1% です。同伴している児童は、乳児（1 歳未満児）が 11.4%、幼児が 55.1%、小学生が 26.5% であり、6 割以上が未就学児でした。
- 一時保護された母子等の退所先は、母子生活支援施設が 16.3%、宿泊所等の他の社会福祉施設の割合が 31.1% となっています。なお、自宅（帰宅）の割合は、11.9% です。

図表 29 女性相談支援センターにおける一時保護件数の推移（東京 平成 13～令和 5 年度）



資料：東京都福祉局調べ

⁴ 「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略で、配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を指す。暴力の内容は、身体的なもののだけでなく、精神的なものや性的なものなど、「心身に有害な影響を及ぼす言動」も含まれる。

(7) 子供の貧困

1 相対的貧困率

○「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいいます。

○ 令和4年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっており、平成30年調査と比べると、いずれも数値が下がっています。

2 子供のいる現役世帯の相対的貧困率

○ 18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和4年は10.6%となっています。

○ そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%となっており、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

○ 諸外国との比較では、相対的貧困率はデータが公表されているOECD加盟国中9番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、5番目に高くなっています。

図表 30 相対的貧困率の年次推移（全国）

区分	平成27年 (2015)	平成30年(2018)		令和3年 (2021)
		旧基準	新基準	
相対的貧困率	15.70%	15.40%	15.70%	15.40%
子供の貧困率	13.90%	13.50%	14.00%	11.50%
子供がいる現役世帯	12.90%	12.60%	13.10%	10.60%
大人が1人	50.80%	48.10%	48.30%	44.50%
大人が2人以上	10.70%	10.70%	11.20%	8.60%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出

注2：平成27年の数値は熊本県を除いたもの

注3：平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

注4：令和3年からは、新基準の数値である。

注4：大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注5：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

参考 貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率											
						計		大人が一人				大人が二人以上					
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合			
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0			
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8			
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5			
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6			
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0			
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1			
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5			
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ノルウェー	4.5			
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3			
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4			
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0			
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3			
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4			
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7			
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3			
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5			
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5			
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6			
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7			
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7			
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6			
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8			
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5			
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7			
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9			
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2			
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7			
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1			
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2			
30	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9			
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3			
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8			
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4			
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7			
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7			
36	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2			
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	22.1			
—	コロンビア	—	—	—	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—			
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均		11.0	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2			

資料：こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」

以下こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」より

(注1)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典は OECD “Income Distribution Database”。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典は OECD Family Database “Child poverty”。いずれも 2023 年 7 月 19 日閲覧。

(注2)「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022 年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく 2021 年のデータであり、2015 年に改定された OECD の新たな所得定義に基づく数値。

(注3)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは 2017 年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは 2019 年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは 2021 年、それ以外の国は 2020 年の数値。コロンビアは数値なし。

(注4)「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは 2014 年、オランダは 2016 年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは 2017 年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは 2019 年、コスタリカは 2020 年、日本は 2021 年、それ以外の国は 2018 年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値は OECD データベース上 0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。

(注5)各項目の OECD 平均は、37 か国（「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については 36 か国）の単純平均。

3 ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況

(1) 国・都の支援機関

ア 国の支援機関

- 生活保護受給者や児童扶養手当等受給者に対し、福祉事務所等とハローワークが連携して支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、令和5年度には23か所（17区4市）で実施されています。
- また、ハローワークや、子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、マザーズハローワークも活用されています。都内には、マザーズハローワークが3か所、マザーズコーナーが7か所設置されています。

イ 都の支援機関

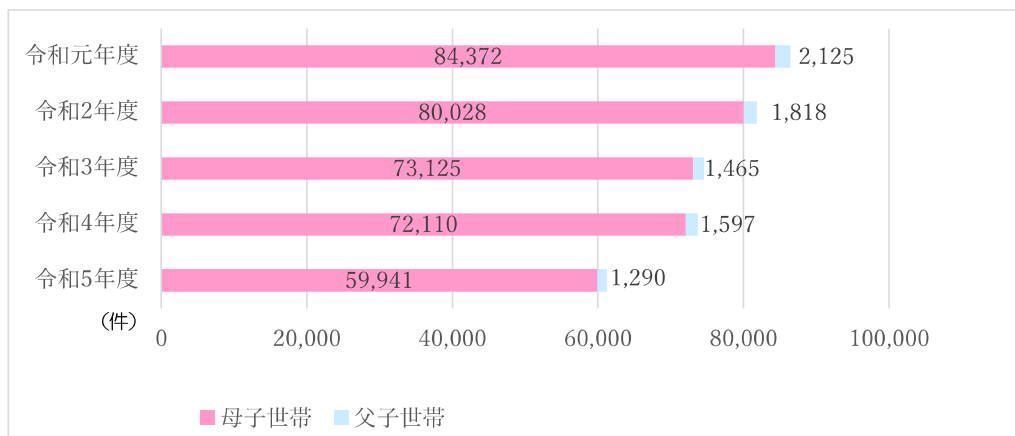
- ひとり親家庭への支援として、都は、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと・はあと多摩）を設置し、一般的な相談から養育費・親子交流などの専門的な支援まで総合的に支援する体制を整備しています。
- 就業支援については、東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行うことで、就職活動を支援しています。
- また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、再就職支援を実施しています。
- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）は、東京しごとセンター内に設置され、連携しながら、ひとり親家庭の親と子を対象に、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな就業支援を実施しています。
- DVなどに悩む世帯への支援としては、女性相談支援センターによる相談や、東京ウィメンズプラザにおける相談や心理的サポートのための講座等を実施しています。

(2) 地域におけるひとり親家庭の支援従事者

ア 母子・父子自立支援員⁵

- ひとり親家庭への支援の中心となるのは、区市の福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援員です。都では、全ての区市及び西多摩福祉事務所、島しょ部支庁に配置されています。
- 令和6年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援員は234人（区部148人、市町村部86人）です。うち177人が女性相談支援員⁶と兼務しています。
- 令和5年度における新規の相談件数は、61,231件となっています。

図表 31 年度中の新規相談件数について（東京 令和元～5年度）



資料：東京都福祉局調べ

イ 母子・父子自立支援プログラム策定員など

- ひとり親家庭の自立に向け、より就業に関する支援を強化するため、区市等に母子・父子自立支援プログラム策定員⁷や就業支援専門員⁸を配置し、母子・父子自立支援員と連携しながら支援を行っています。
- 令和6年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援プログラム策定員は91人（区部32人、市町村部59人）、就業支援専門員は16人（区部6人、市町村部10人）です。

⁵ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき都知事や区市長に委嘱を受けて、ひとり親家庭の相談に応じ、支援を行う。

⁶ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する。

⁷ 経済的自立を促進するため、自立計画（自立支援プログラム）の作成など、就業に結びつく支援を行う。

⁸ 福祉事務所に配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。

(3) 民間の支援機関

- 東京都内には、ひとり親家庭を支援する多くの民間団体が存在します。それぞれが、民間団体ならではの特色ある支援を行っています。
- ひとり親当事者による団体では、当事者目線に立った相談・支援や、イベントを主催しています。また、多くのひとり親家庭が悩む「住まい」に関して、オーナーとの調整などに強みを持つ法人もあります。

第2章 第5期計画策定に当たっての視点

- ひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえ、次の5つの視点から計画を策定します。

1 支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援

ひとり親家庭を取り巻く環境は、子供にとってもひとり親にとっても、第4期計画の時よりも大きく変化しています。

【第4期計画策定以降の動き】

- 令和6年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律
 - ・ 民間団体との協働による支援についても規定
- 令和6年4月 「改正児童福祉法」施行
 - ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・子供の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置
 - ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援する「妊産婦等生活援助事業」の創設
 - ・ 社会的養護経験者等の交流や相談支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」の創設 等

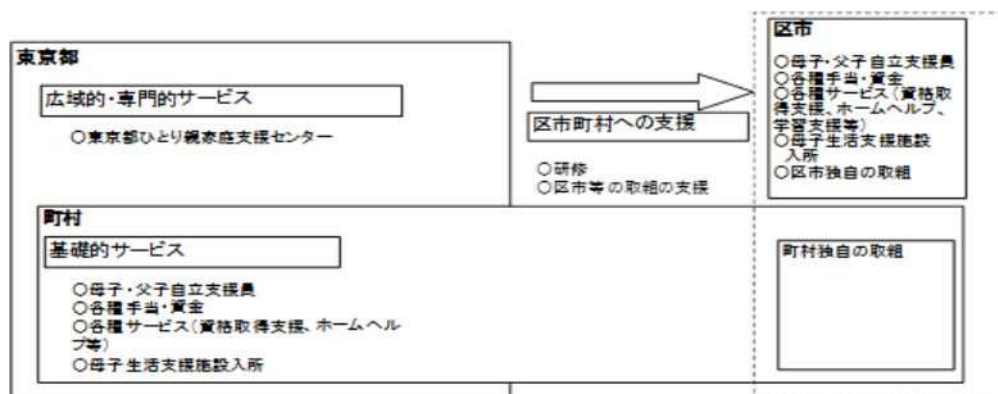
第5期計画における新たな視点

- 都内の自治体において、民間団体と協働した女性支援の取組が進められているほか、「妊産婦等生活援助事業」による相談や居場所の提供も始まっています。
- また、都及び児童相談所設置区において、「社会的養護自立支援拠点事業」の設置が進んでおり、社会的養護経験者等に相談や居場所の提供を実施しています。
- これらの事業は、ひとり親家庭の直接的な相談窓口ではなく、設置主体や運営方法等により相談窓口や支援も異なりますが、様々な困難を抱えて必要な支援につながった人を連携して支えていくことが重要です。
- 第5期計画においては、「ひとり親になる前の妊娠期からの切れ目ない支援」を新たな視点として加えています。

第5期計画における施策の方向性

- 支援が必要なひとり親家庭が必ずしも相談窓口につながっていないのではないかと、との指摘もあることから、様々な機関で支援が必要な家庭を把握し、地域全体で連携して支援を行います。
- 未婚の特定妊婦等に対しては、妊娠期から母子保健部門と児童福祉部門が連携して支援し、ひとり親家庭への支援につなげます。
- ひとり親家庭を対象とした相談窓口や支援機関は、ハローワーク等の国機関及び東京都、区市町村、民間団体など、多岐に渡るため、横断的な情報発信を行うなど、広報・普及啓発の強化を図ります。
- ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、様々な支援策を活用して重層的に支援していくため、関係機関の連携を強化し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援していきます。

ひとり親家庭支援



【地域全体での連携支援】

- ・ 子供食堂や学習支援等を活用した要支援家庭の把握
- ・ 区市町村の窓口や母子生活支援施設等の支援者の資質向上
- ・ 東京都ひとり親家庭支援センターと区市町村窓口の連携
- ・ 要保護児童対策地域協議会や支援調整会議の活用

【未婚の特定妊婦等への支援】

- ・ 民間事業者と連携した特定妊婦等への支援
- ・ 女性自立支援施設での心理的ケアや産前産後の生活支援
- ・ 母子生活支援施設における母子や妊産婦への育児・家事支援

【広報・普及啓発の強化】

- ・ ひとり親家庭向けポータルサイトの運用
- ・ 区市町村が取り組む広報への支援

【ひとり親同士のつながり支援】

- ・ 東京都ひとり親家庭支援センターで実施しているひとり親グループ相談会の活用
- ・ 地域の民間団体等の活用

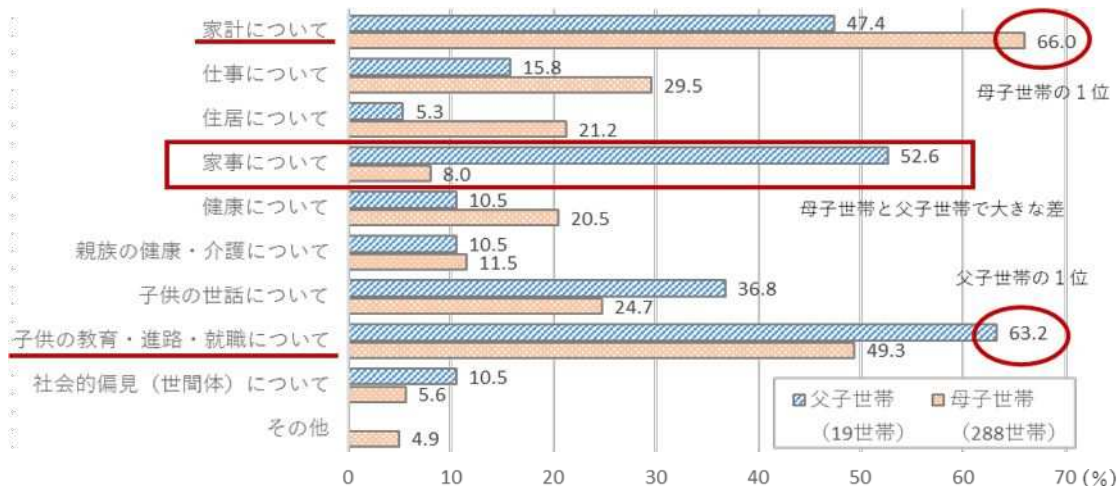
2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援

ひとり親家庭の特性・状況

※ 令和4年度「東京都福祉保健基礎調査」より

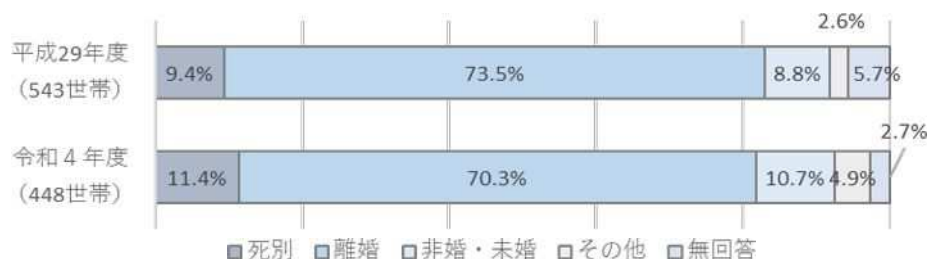
<ひとり親世帯になって現在困っていること（複数回答）>

- ひとり親世帯の困りごとは、母子家庭と父子家庭では大きく異なります。



<ひとり親世帯になった理由>

- ひとり親世帯になった理由は、近年「死別」は1割程度で推移しており、「離婚」が約7割と最も多くなっています。ひとり親世帯の課題は、ひとり親世帯になった理由によって異なり、「離婚」の場合は親子交流や養育費についても課題になります。



ひとり親家庭の状況は多様であり、それぞれの特性やニーズを踏まえた対応が必要です。

第5期計画における施策の方向性

- 母子家庭・父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進めていきます。
- ひとり親家庭は、就業率は高いものの非正規雇用の割合が高く、稼働所得が低い状況にあります。このため、それぞれの実情に応じた自立目標を立て、個別的・継続的な就労支援を実施していきます。
- ひとり親家庭は、離婚やDV被害などの影響により、精神的な面での回復に時間を要する場合もあり、それぞれの状況を理解した上で必要な支援を実施していきます。

3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

子供の権利などに関する動き

- 第4期計画策定後、令和3年4月に「東京都こども基本条例」が施行されました。
- 「東京都こども基本条例」は、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を盛り込んでいます。
- 国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたほか、子供の権利に関連する法改正が行われています。

【第4期計画策定以降の動き】

- 令和3年4月 「東京都こども基本条例」施行
- 令和5年4月 「こども基本法」施行
- 令和6年5月 「民法等の一部を改正する法律」成立
※ 離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化
- 令和6年6月 「子ども・若者育成支援推進法」改正・施行
※ 国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記

東京都こども基本条例

「子どもの権利条約」(※)の精神にのっとり、**子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にする**という基本理念を明確化

子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる**子供政策の基本的な視点を一元的に規定**

子供施策に係る**総合的推進体制の整備**について規定

※子どもの権利条約：子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

第5期計画における主な見直し

上記の動きを踏まえ、第5期計画では以下の見直しを行います。

- ① 「子供の居場所づくり」を具体的展開の項目の1つとして位置付け
- ② 子供の最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子交流を推進していくため、「親子交流支援事業」の支援対象を拡大
- ③ ひとり親家庭の中には、ヤングケアラーと思われる子供が存在する可能性があり、対策が必要であることを計画に記載

第5期計画における施策の方向性

- ひとり親家庭に育つ子供たちの生活や将来が、家庭の事情によって左右されることのないよう、養育環境の整備や、将来の自立に向けた就業支援、教育の機会の確保など、子供の健全な育成を支えるための施策を展開していきます。
- 子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという、「東京都こども基本条例」の基本理念に基づき、子供の意見を聞き、子供の権利の視点に立った施策を実施していきます。
- ひとり親家庭に育つ子供たちの多くは、親との離別などの喪失体験を有していることから、きめ細かな支援を実施していきます。また、DVや虐待などの状況に置かれた場合、子供の権利を守りつつ、特別な配慮をしながら、健全育成を図っていきます。

【第5期計画策定に向けた取組：ひとり親家庭の子どもへのヒアリング】

- 第5期計画策定にあたっては、子供たちの意見を聞き、ひとり親施策に反映させていくため、初めて「ひとり親家庭の子供へのヒアリング」を実施しました。

■ 対象

小学校高学年から高校生までの子供 9人
(小学生6人、中学生2人、高校生1人)

■ テーマ

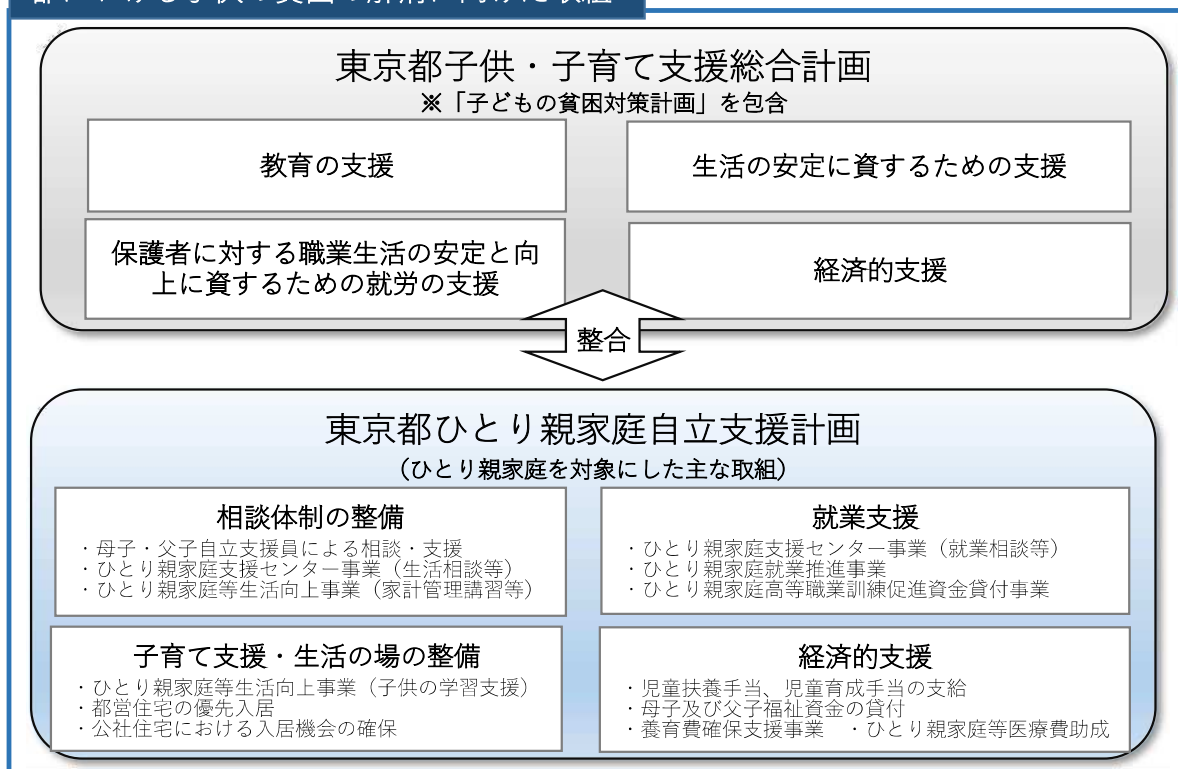
- ・ これまで楽しかった活動や遊び、居場所など
- ・ されて嫌だったことや嫌だった場所、困ったこと
- ・ あったらいい場所、サポート など

【子供たちの主な意見】

- ✓ きょうだいの世話や家事負担が大きい。
- ✓ 学習支援や塾の講習費や教材費の負担感がある。
- ✓ 中高生が自由に利用できる居場所が必要、無料のWi-Fiが使えるスペースがあると良い。
- ✓ 日常的な居場所の中で相談できると良い。
- ✓ ひとり親家庭であることは友人や家族とも話さない。これからも話したくない。

4 子供の貧困の解消に向けた施策の推進

都における子供の貧困の解消に向けた取組



【参考：こどもの貧困解消法】

- 令和6年6月、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
- 今回の改正においては、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。
- また、目的や基本理念の充実等が図られ、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されるとともに、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」が追加されました。

第5期計画における施策の方向性

- 子供の貧困の中でも、特にひとり親家庭の相対的貧困率は高い状況であるとともに、ひとり親家庭の状況は様々で、多様なニーズに応えていくことが子供の貧困の解消につながります。
- 貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、都における「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含する「東京都子供・子育て支援総合計画」との整合を図り、福祉、教育、就労など様々な分野の関係機関と連携しながら、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

5 母子生活支援施設の活用促進

母子生活支援施設は、地域の子育て資源としての役割が期待されています。

母子生活支援施設（児童福祉法第 38 条に基づく児童福祉施設）

- 母と子がともに生活しながら専門的支援が受けられる唯一の児童福祉施設
＜役割＞
 - ・ 入所者の自立の促進のための総合的支援（生活・子育て・就労など）
 - ・ DV 被害者や虐待を受けた児童への支援（心のケアや自己肯定感の回復）
 - ・ 虐待防止（親子関係に介入し、母子分離をせずに虐待を防止）
 - ・ 親子再統合支援（虐待で母子分離になっていた場合に母と子双方の支援を通じて安全に再統合を支援）
 - ・ 退所者へのアフターケア、地域支援

課題（ニーズ）を有する母子への支援

- 母子生活支援施設の入所理由は「住宅困窮」「夫等の暴力」「経済的困窮」などが多くなっており、入所母子は、虐待や精神疾患、障害など様々な課題を抱えているため、母子それぞれのニーズを踏まえ、養育支援や心理ケア等の専門的な支援を行っていく必要があります。

- 専門人材の確保、育成、定着
- アフターケアの充実
- 入所率向上に向けた取組み
- 広域利用の促進
- 施設整備等への支援

地域の子育て資源としての積極的活用

- 地域のニーズに合わせて、入所児童だけではなく、地域の子供も対象とした学習・居場所支援や、電話相談事業など、地域におけるすべての子育て家庭の支援を行う施設として、母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけていきます。

- 母子一体型ショートケア事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施
- 多機能化に向けた、施設と区市町村の双方への働きかけ

第 5 期計画における施策の方向性

- 母子生活支援施設には、DV だけでなく、虐待や若年妊婦など、様々な課題を持つ母子が入所しているため、その個別のニーズに応じた支援の充実に向け、職員の確保・定着や専門性の向上を図ります。
- 新たな社会的養育推進計画も踏まえ、ひとり親福祉のための資源としてのみならず、地域の子育て資源として、施設の多機能化を推進していきます。

第3章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

1 相談体制の整備

1-1 広報・普及啓発と相談窓口

現状と課題

- ひとり親家庭を対象とした公的制度は様々ありますが、制度を知らなかったので利用していない、という人も多く、十分な周知がされていない可能性があります。
- また、支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていないのではないかと指摘もあり、関係機関が連携して支援が必要な家庭を把握し、支援につなげていくことが必要です。
- ひとり親家庭の中には、きょうだいの世話や家事を担う、いわゆるヤングケアラーが存在すると考えられます。ひとり親家庭とヤングケアラーの支援をどう結び付けていくかということも課題になっています。
- 何らかの事情により、結婚をせず子どもを産むという選択をされる方もいます。妊娠期から関係機関が連携することで適切な支援につながりますが、ひとり親家庭の相談窓口以外で把握した情報が共有されないことを課題に感じている区市町村もあります。
- ひとり親家庭の相談状況等に関する調査では、「窓口へ行くのが大変」「時間が合わない」との理由から相談しにくい、という声もあります。就労状況や子供の年齢等により、ひとり親が相談しやすい時間帯や相談方法は異なります。

今後の取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、支援を必要とするひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や、相談体制の整備、関係機関の連携強化に取り組めます。

<広報・普及啓発>

- ひとり親家庭向けポータルサイトを活用し、区市町村をはじめとした様々な支援機関が実施する支援施策を周知します。
- 区市町村が実施する、ひとり親家庭を対象にした事業の広報や普及啓発に関する取組を支援します。

<関係機関の連携>

- 子供食堂や子供の学習支援などの拠点を活用し、要支援家庭の把握に取り組む区市町村を支援します。
- 妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていくとともに、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。
- ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化をより一層推進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備します。
- 予期せぬ妊娠をした女性や特定妊婦等について、妊産婦や生まれた子供の支援に関わる関係部署が連携し必要な調整等が行われるよう、区市町村における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議の設置を働きかけます。

<多様な相談体制の確保>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、SNS 相談やオンライン面談等を活用し、ひとり親家庭の状況に応じた相談に対応します。

【主な施策】

■ **ひとり親向家庭向けポータルサイトの運用〔福祉局〕**

国、都、区市町村が実施しているひとり親家庭に向けた様々な支援について、横断的に検索できるサイトを運用します。

■ **ひとり親家庭等生活向上事業〔福祉局〕**

ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、学習支援を実施し、要支援家庭の把握に努める区市町村を支援します。

■ **子供の貧困対策支援事業〔福祉局〕**

生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。

■ **東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕**

都内2か所（区部・多摩地域各1か所）に相談拠点を設置し、ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施します。

■ **ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（福祉局）**

日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する事業の広報にかかる経費や、支援者の質の向上等のための研修を実施する区市町村を支援します。

1-2 ニーズに応じた相談支援

現状と課題

- ひとり親家庭の支援ニーズは様々であり、ひとり親になった理由や時期、自身や子供の年齢、現在の職業など、その家庭が置かれている状況によって異なります。一方で、地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っている各区市の母子・父子自立支援員のうち、約半数は経験年数が3年未満となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況です。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要です。
- 母子・父子福祉団体を対象に行ったヒアリングでは、父子家庭の父からの相談が増えており、父子家庭特有の課題への対応や、相談をためらう父子家庭の父へのアプローチは工夫が必要であるとの意見もありました。
- 令和6年5月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するなど、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。令和8年5月までに施行される新たな制度に対応するためには、離婚前からの相談も含め、相談体制の整備や支援者の資質向上が必要です。

今後の取組

相談支援の質の更なる向上を図るとともに、ひとり親家庭の様々なニーズに応じた相談支援を実施します。

<相談支援の質の向上>

- ひとり親家庭の相談窓口となる母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の様々な課題に的確に対応することができるよう、経験年数に応じた相談技法の習得を支援します。

<父子家庭への支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭のニーズに応じた相談を行う中で、父子家庭特有の課題に対応する事業を行うとともに、父子家庭が相談しやすい体制を検討していきます。

<民法改正への対応>

- 民法改正後の制度に関する相談対応に向け、区市町村や母子生活支援施設の職員等に対する研修を実施します。また、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、区市町村職員からの相談に対応する体制を整備します。

<養育費確保・親子交流への支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充するとともに、身近な自治体において専門的な相談を受けることが可能となるよう、養育費相談を行う区市を支援します。
- 離れて暮らす子供と親の円滑な交流を支援するために、東京都ひとり親家庭支援センターで実施している「親子交流支援事業」について、収入要件を見直し、支援の対象を拡大します。

【主な施策】

■ 母子・父子自立支援員研修〔福祉局〕

身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。

■ 東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕（再掲）

都内2か所（区部・多摩地域各1か所）に相談拠点を設置し、ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施します。

■ 養育費確保支援事業〔福祉局〕

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、民法改正を踏まえた養育費等に関する専門相談など養育費の履行確保に資する区市の取組を支援します。

2 就業支援

現状と課題

- ひとり親世帯の就業率は母子世帯・父子世帯ともに9割を超えていますが、その雇用形態をみると、母子世帯ではパート・アルバイト等の非正規雇用が約4割となっています。また、働いている母子世帯の3割超が転職を希望しており、その理由としては「収入が良くない」「将来が不安」という回答が多い状況です。
- 女性の就業支援における課題として、子育てと仕事の両立が難しいと考える人が多い状況があります。特にひとり親の場合、働くことに対して自信が持てない女性が多いのではないかと指摘があります。子育てしながら働くロールモデルの存在や、身近な相談相手、不安を抱えているときに寄り添って伴走できる存在が求められます。
- 就業支援の施策は拡充が進み、個々の状況に応じた就業相談の窓口が整備されていますが、必ずしも支援が必要なひとり親に情報が行き届いていない状況です。
- ひとり親が子育てと仕事を両立していくためには、企業等の理解も重要です。また、キャリアを形成していく中で、ひとり親特有の悩みを抱えている方もいます。
- コロナ禍以降、企業においてテレワークの導入・定着が進んでいます。そのような状況の中、東京都ひとり親家庭支援センターにおいても、在宅勤務ができる仕事を希望するひとり親からの問い合わせが増えてきています。また、収入を確保するため、本業以外に副業を希望する方もいて、ITを活用して在宅で収入が得られる在宅就業支援へのニーズがあります。
- 区市町村において、ひとり親の相談支援を行う中での課題として、最も多く挙げられたのは、障害や精神疾患がある方への支援となっています。また、母子生活支援施設においては、入所世帯の母の4割近くが何らかの障害等を有しているという調査結果があります。障害や精神疾患があるひとり親の支援にあたっては、障害分野の就業支援と連携していく必要があります。
- 障害や疾患等の理由により、就業して自立することが困難な方もいますが、その場合でも、何らかの社会参加をしていく姿を見て育つことが、子供たちにとって重要です。就業支援は親だけではなく、子供に対する意識づけも加えていく必要があります。
- ひとり親世帯の親の学歴を見ると、中学卒業程度の割合が、両親世帯の親より高くなっています。高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う区市は徐々に増えてきていますが、更なる支援を行うなど、職業選択の幅を広げるための取組が必要です。

また、ひとり親の安定した就労を支援するためには、就業に有利となる資格取得を支援していくことも重要です。

今後の取組

ひとり親が、子供の成長などライフステージに合わせた働き方や職業選択が可能となるよう、支援を行います。

様々な課題や不安を抱えたひとり親に対し、それぞれの状況を踏まえた支援を行い、ひとり親の自立を促進します。

<東京都ひとり親家庭支援センターにおける就業支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を引き続き実施します。
- 不安や精神的な課題等を抱えたひとり親の方には、就業した後も、継続して働き続けられるよう、就業定着に向けたきめ細かな相談支援を実施します。
- 適職診断や面接対策、小論文・作文対策などの就職試験対策を充実するとともに、ハローワークの求人情報の活用等による効果的な職業紹介や、ハローワークと連携した就業プログラムの実施などに取り組みます。また、東京しごとセンターや都立職業能力開発センターと連携しながら就業支援を実施します。
- 親への支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供、小論文・作文対策など、子供に対しても丁寧な就業支援を実施します。

<希望や適性に応じた就業支援>

- 就職や転職を希望するひとり親に対し、一人ひとりの希望や適性に応じてスキルアップ訓練やマッチング支援を行い、就業コーディネーターやメンターを活用した伴走型の就業支援を実施します。

<女性の就業支援>

- 東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、関係機関と連携したセミナーの実施等、家庭と両立して働きたい女性を支援します。
- 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等を対象に、アウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押ししていきます。

- 「はたらく女性スクエア」において、女性のキャリアアップや労働問題等に関する相談に対応するとともに、女性活躍を推進する企業や女性従業員向けの労働セミナー等を実施します。

<企業の理解促進>

- 東京労働局では、母子家庭の母、父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給しています。

<在宅就業の機会の確保>

- 在宅就業を希望するひとり親を対象に、e ラーニング等を活用した必要なデジタルスキルの習得、就業支援者及び就業後のサポート等を行う取組を実施します。

<障害を含めた就労に困難を抱えた方に対する就業支援との連携>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、障害のある方など、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働くソーシャルファームと連携した就業支援に取り組みます。
- 障害のある方の職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する障害者就労センターを設置する区市町村を支援します。

<地域の就業支援の充実・強化>

- 地域における就業支援を充実するため、福祉事務所への就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的な就業支援を行う取組について、全区市に実施を働きかけていきます。
- ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、きめ細かな就業支援を行う自立支援プログラム策定について、全区市に実施を働きかけていきます。
- 経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、資格取得期間中の生活費相当の給付金や講座の受講費用の支給について、引き続き全区市で実施されるよう働きかけていきます。
- より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市に実施を働きかけていきます。

【主な施策】

■ 東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕

ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。

■ マザーズハローワーク・マザーズコーナー〔東京労働局〕

子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、担当者制によるきめ細かな就職支援を行うとともに、仕事と子育ての両立しやすい求人の確保や、関係機関と連携した保育所・子育て支援サービスなどの情報提供を行います。

■ ひとり親家庭就業推進事業〔福祉局〕

ひとり親家庭を対象に、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就業直後のアフターフォローまでを、一貫してサポートします。

■ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援〔産業労働局〕

経済的困難を抱える女性等に出リーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しします。

■ ひとり親家庭在宅就業推進事業〔福祉局〕

ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅で収入が得られるクラウドソーシングについて実践的に学び、自ら受注できる在宅ワーカーとなれるよう、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。

■ 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業〔福祉局〕

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図ります。＜実施主体：区市、町村は都＞

■ 働く女性への総合サポート事業〔産業労働局〕

女性管理職等も含め、女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、キャリアアップや育業との両立等に関する相談に、専門相談員や社外メンターが対応し、はたらく女性をサポートします。

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

現状と課題

- 地域とのつながりの希薄化などにより、地域や家庭の子育て力が低下し、身近に相談できる相手がいないことなどから、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える方が増えていることが指摘されています。若年でひとり親になるなど、特に支援が必要な場合もあり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められています。
- ひとり親家庭は仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、子育てと就業を両立させて安定した生活を送るためには、保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が必要不可欠です。
- 子育て世帯を対象にした調査では、子供を預けていて不満に思うこととして、両親世帯・ひとり親世帯ともに、「子どもが病気の時に利用できない」「夜間や休日に利用できない」という回答が多く、保育ニーズに対するきめ細かな対応が求められています。
- 学童クラブについては、両親世帯よりひとり親世帯の方が学童クラブを利用する割合が高く、ひとり親世帯が学童クラブを利用するにあたって望むことは、「自宅から近いこと」が最も多く、他に「安全」に関すること、「長期休暇中に昼食を提供してくれること」、「学校が休みの日に利用できること」などが多くなっています。また、都全域の登録児童数の見込みでは、依然としてニーズは高く、地域の実情に応じた整備が必要です。
- 子育て支援サービスの利用の有無を見ると、ファミリー・サポート・センターを「利用したことがある」割合は、ひとり親世帯が16.7%、両親世帯は9.5%で、ひとり親世帯が7.2ポイント高くなっていました。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスは、ひとり親家庭の生活の安定を図るために重要な役割を果たしていますが、区市町村により実施状況が異なっています。区市町村を対象に実施したアンケート調査では、事業を実施している自治体のうち、保育サービス等の子育て支援を実施しているのは4割程度となっています。また、委託事業者が不足していると答えた自治体が半数程度、支援者の育成を行っている自治体はごくわずかでした。

今後の取組

ひとり親家庭が、ニーズに合ったサービスを利用し、安心して子供を健全に育てられるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援します。
また、特に支援が必要な妊産婦に対する支援を充実します。

<地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援>

- 個々の家庭のニーズを早期に把握し、必要に応じて適切な支援につなげるため、妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援します。
- あわせて、産前・産後の家事・育児の負担軽減を図るための、家事育児サポーターの派遣や、多胎児を育てる家庭を対象に母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。

<保育サービス等の充実>

- ひとり親家庭が必要な保育を受けられるよう、保育サービスの充実や、延長保育や夜間保育、ベビーシッター、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供に取り組む区市町村や事業者を支援します。
- 日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等に対して行うベビーシッターによる一時預かりの利用時間上限を拡充します。
- 区市町村による学童クラブの設置を促進するとともに、保護者のニーズに応え、多様なサービスを提供できる仕組みを目指します。

<地域の子育て支援>

- 区市町村が子育て支援の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供を子育て家庭の実情やニーズに応じ、きめ細かく実施できるよう、アウトリーチ型支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策を充実させます。
また、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置の支援や要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援等により、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

<日常生活支援>

- すべての地域で日常生活支援が必要な家庭が利用できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を支援するとともに、事業の周知や支援者の質の向上に向けた取組の実施を働きかけていきます。

- 地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業について、安定的な実施に取り組む区市町村や、育児の援助を行う提供会員の質と量を確保する取組を行う区市町村を支援します。

＜特に支援が必要な妊産婦への支援＞

- 支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークの構築について検討するとともに、民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実します。

【主な施策】

■ こども家庭センター体制強化事業〔福祉局〕

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援します。

■ 夜間保育事業〔福祉局〕

保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後 10 時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。

■ 延長保育事業〔福祉局〕

保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11 時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援します。

■ ベビーシッター利用支援事業〔福祉局〕

待機児童を抱える保護者、育児休業を 1 年間取得した保護者、夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成するとともに、一時的に保育を必要とする保護者等に対し、ベビーシッターによる保育を提供する区市町村の取組を支援します。

■ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業〔福祉局〕（再掲）

ひとり親家庭になった直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。また、事業の広報にかかる経費や、支援者の質の向上等のための研修を実施する区市町村を支援します。

■ 妊産婦等生活援助事業〔福祉局〕

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援します。

3-2 子供の居場所づくりや学習支援の推進

現状と課題

- 子供たちの健やかな育ちのためには、ひとり親家庭の子供に限らず、すべての子供が安全・安心に過ごせる居場所を持つことができるようにすることが必要です。
- ひとり親家庭を対象に実施した調査では、「家庭で（子供と）過ごす時間が十分にはとれていないと思う」、「会話・やりとりは十分にはできていないと思う」と回答した割合がそれぞれ半数を超えています。家庭以外の場でも子供たちを見守る体制が必要であると考えられます。
- 都はこれまで、児童館、放課後子供教室、子供食堂、子供の学習支援など、様々な子供の居場所を確保してきました。こうした地域の拠点において子供たちと関わる中で、家庭における課題に気付き、支援につなげられる可能性があります。様々な居場所において子供と関わる大人が、ひとり親家庭の子供について理解を深めることが求められます。
- 全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯の子供の高校卒業後の進学率は、母子世帯で66.5%、父子世帯で57.9%となっていますが、文部科学省の調査（学校基本調査）では、ひとり親世帯を含む全世帯の進学率は7割を超えています。
- 内閣府の調査研究では、保護者の経済状況が子供の成績や進学希望に影響を与えることが指摘されています。また、ひとり親家庭の子供を対象に都で実施したヒアリングにおいても、中高生からは学習塾の夏期講習等、受験対策の費用の負担感についての意見がありました。

今後の取組

地域において、子供の安全・安心な居場所や学習機会の確保に取り組む区市町村を支援します。

<子供の安全・安心な居場所の確保>

- 放課後子供教室や子供食堂など、子供の安全・安心な居場所を確保し、地域住民との交流機会の提供や、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

<ひとり親家庭の子供の学習支援の推進>

- ひとり親家庭等に対し、地域の実情に応じた学習支援や、大学等の受験料及び受験に

向けた模擬試験の受験料等を支援する区市町村の取組を支援します。また、学習支援の場合は、親と離れた場所で、他の大人や同じ境遇の子と接する機会としても重要であることから、子供たちの悩み相談や要支援家庭の把握にもつなげられるよう働きかけます。

- ひとり親家庭の子供の支援にあたっては、子供の福祉の向上に理解や熱意を有するだけでなく、ひとり親家庭の子供が抱える特有の不安やストレスに配慮できる必要があることから、都において母子・父子自立支援員等に対する研修を実施するほか、子供に対する支援に関わる支援員等の研修を行う区市町村を支援します。
- 学校を核とした地域づくりの取組として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を引き続き実施します。

<将来の自立に向けた子供の進学支援>

- 本人の希望が尊重され、能力・適正に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付を無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、子供の進学を支援します。

【主な施策】

■ 子供の居場所創設事業〔福祉局〕

子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

■ 子供食堂推進事業〔福祉局〕

地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。また、区市町村が、子供食堂との情報共有等により連携した上で、週1回以上の食事提供を通じて、家庭支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

■ ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活・学習支援事業）〔福祉局〕（再掲）

ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、学習支援を実施する区市町村を支援します。

■ 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業〔福祉局〕

貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供に対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。

■ 受験生チャレンジ支援貸付〔福祉局〕

学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、子供の進学に向けた取組を支援します。

3-3 住居の確保

現状と課題

- ひとり親世帯の住居の状況は、両親世帯と比較して、「持ち家」の割合が低く、「民間賃貸住宅等」の割合が多くなっています。
- ひとり親家庭の中には、収入が低い世帯も多く、家賃等が家計に及ぼす影響が大きい
ため、住まいの確保にかかる支援が重要です。
- 都は、ひとり親家庭を対象に、都営住宅における優先的な入居や公社住宅における家賃割引等の取組を実施しています。
- また、区市町村における居住支援協議会の設立を促進しています。ひとり親家庭をはじめとした、住宅の確保に配慮が必要な方への居住支援にあたっては、区市町村における取組が重要です。

今後の取組

ひとり親家庭が地域で自立して生活していくことができるよう、住宅確保に対する支援を充実させていきます。

<都営住宅優先入居等>

- 都営住宅において、ひとり親家庭を対象とした世帯向け募集における当選倍率の優遇や、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割り当て、若年夫婦・子育て世帯向け募集などにより、引き続きひとり親家庭への住宅提供を実施します。
- また、公社住宅において、ひとり親家庭を対象に一部住宅で家賃割引等を実施します。

<民間賃貸住宅の円滑な入居促進>

- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図っていくため、区市町村の居住支援協議会の設立促進や活動支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の住まいに関する支援を行う居住支援法人について、広く都民へ周知していくほか、法人の指定拡大を図るとともに、ひとり親家庭を含めた住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の登録を進めます。

【主な施策】

■ 都営住宅の優先入居〔住宅政策本部〕

ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。

■ 公社住宅における入居機会の確保〔住宅政策本部〕

ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、対象住宅の家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施します。

■ 若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保〔住宅政策本部〕

若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯を含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。

■ 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進〔住宅政策本部〕

子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。

また、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施できるよう、広域的な立場から区市町村による協議会の設立促進・活動支援などを実施します。

4 経済的支援

現状と課題

- ひとり親世帯の所得状況をみると、年間収入が 300 万円未満の世帯は約 5 割となっています。年間収入が 300 万円未満の両親世帯は約 3 %であることと比べると、大きな開きがあります。ひとり親世帯を対象にした調査では、ひとり親になって現在困っていることは、「家計について」と回答した人が約 6 割と最も多くなっています。
- これまで、児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金の貸付などの支援を行ってきました。経済的課題を抱えたひとり親家庭において、経済的支援は、子供の健全育成のためにも重要な役割を果たしています。それと同時に、子育てにかかる経済的負担を減らしていくことも重要であるとの指摘もあります。
- 母子・父子福祉団体を対象に実施したヒアリングでは、コロナ禍以降、生活に困窮するひとり親への食料支援や相談支援が急増しているという意見がありました。「1 日 2 食にして食費を浮かせる」「食費を節約するためフードパントリーを利用している」などの声もあり、子供たちへの食に関する支援も重要となっています。
- 養育費は、子供が自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などであり、親の生活水準と同じ水準を保障する子供のための制度ですが、養育費を受けている世帯の割合は、過去の調査と比較して増加傾向にあるものの、依然として約 3 割程度です。
- 養育費の取り決めをしている世帯では、養育費を受けている割合は 6 割を超えていますが、取り決めをしていない世帯では、約 3 %となっています。離婚前から、養育費の取り決めの重要性を周知し、専門的な相談につなげていく必要があります。
- また、令和 6 年 5 月には、「民法等の一部を改正する法律が」成立し、養育費債権への優先権の付与や、法定養育費制度の導入など、養育費の履行確保に向けた見直しがされました。令和 8 年 5 月までに施行される新たな制度の周知も必要です。

今後の取組

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、引き続き、経済面からの支援を行うとともに、子供たちへの食に関する支援にも取り組みます。

<経済的課題を抱えたひとり親家庭への支援>

- 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金の貸付を引き続き実施します。
- ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。

<子供への支援>

- 全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。

<将来の自立に向けた子供の進学支援>

- 本人の希望が尊重され、能力・適正に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付を無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、子供の進学を支援します。(再掲)

<食に関する支援>

- ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等とその子供たちに対し、子供食堂やフードパントリー等を通じた食に関する支援に取り組む区市町村を支援します。

<養育費確保への支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充するとともに、身近な自治体において専門的な相談を受けることが可能となるよう、養育費相談を行う区市を支援します。(再掲)
- 養育費の取り決めの債務名義化の促進や、継続した履行確保を支援するため、ひとり親に対し、公正証書等の作成支援や、養育費に係る保証契約における保証料への支援等を行う区市を支援します。

【主な施策】

■ 児童扶養手当・児童育成手当〔福祉局〕

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。

■ 母子及び父子福祉資金〔福祉局〕

ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。

■ 018サポート〔福祉局〕

全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。

■ フードパントリー設置事業〔福祉局〕

住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。

■ 子供食堂推進事業〔福祉局〕（再掲）

地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。また、区市町村が、子供食堂との情報共有等により連携した上で、週1回以上の食事提供を通じて、家庭支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

■ 養育費確保支援事業〔福祉局〕（再掲）

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、民法改正を踏まえた養育費等に関する専門相談など養育費の履行確保に資する区市の取組を支援します。

第4章 母子生活支援施設の活用

1 母子生活支援施設の状況

(1) 母子生活支援施設を取り巻く社会的状況

- 平成28年改正児童福祉法では、子供が権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親に養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することなどが明確にされました。
- この改正法の理念を具体化するため、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が、「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を取りまとめました。
- ビジョンの中で、母子生活支援施設については、「代替養育を担う児童福祉施設の在り方」として「母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。」と記載されています。
- 平成30年7月には、ビジョンで掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、都道府県において「社会的養育推進計画」を策定することとされ、都においても、令和2年3月に「東京都社会的養育推進計画」を策定しました。
- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたことなどを受け、令和6年3月、新たな「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（以下「策定要領」という。）が示されました。
- 策定要領では、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」の項目が新設され、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業について、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこととされました。
- また、児童養護施設や母子生活支援施設等の施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても

重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業など市区町村の家庭支援事業の実施について、積極的な活用を進めていくという考え方が示されています。

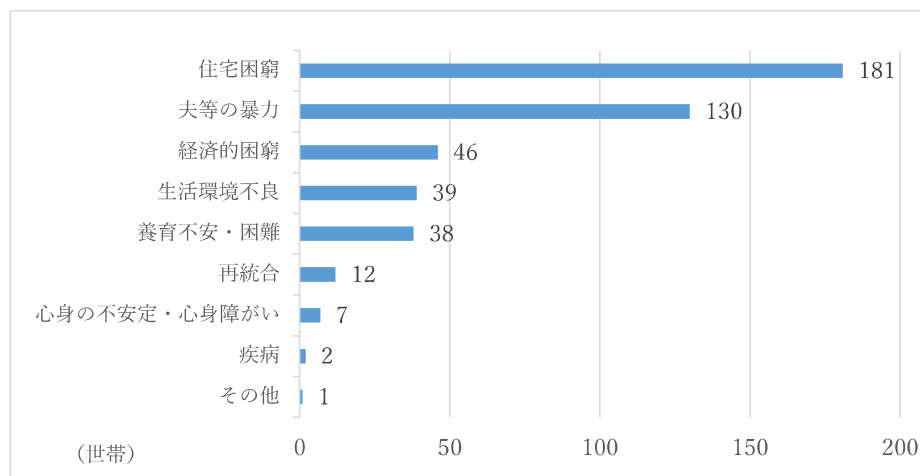
- 都においても、新たな「東京都社会的養育推進計画」と整合を図り、子供の最善の利益を実現する改正児童福祉法とその理念のもと、区市町村の子供家庭支援を担う福祉資源として、母子生活支援施設の一層の活用を推進していきます。

(2) 入所母子の状況

ア 入所理由について（※令和6年4月時点のデータを収集予定）

- 東京都都内における令和3年4月1日時点の入所世帯の入所理由は、「住宅困窮」が最も多く、次いで「夫等の暴力」、「経済的困窮」が多くなっています。

図表1 母子生活支援施設への入所理由（東京 令和3年4月1日）



資料：東京都社会福祉協議会「令和3年度東京都母子生活支援施設実態調査」

イ 障害等のある入所者の入所状況（※令和 6 年 4 月時点のデータを収集予定）

- 母の状況では、精神障害者保健福祉手帳を持つ、又は現に精神科を受診しているなど、精神的な障害を有する入所者の割合は 26.3%でした。
- 身体障害なども含めると、何らかの障害等を有する入所者の割合は、母では 38.8%、子では 20.5%となっています。

図表 2 障害等のある入所者の入所状況（令和 3 年 4 月 1 日）

障害等	母		子	
		割合		割合
身体障害者手帳を所持	0	0%	2	0.3%
療育手帳を所持	7	1.5%	24	3.6%
精神障害者保健福祉手帳を所持	33	7.2%	4	0.6%
手帳は持たないが、精神科等を受診中	87	19.1%	16	2.4%
発達障害がある	6	1.3%	52	7.8%
その他	44	9.6%	39	5.9%
合計 ※参考値	177	38.8%	137	20.6%

資料：東京都社会福祉協議会「令和 3 年度東京都母子生活支援施設実態調査」（令和 3 年 4 月 1 日の状況）

※複数の「障害等」に該当するケースもあるため参考値。

※割合は、令和 3 年 4 月 1 日時点の母と子の人数（母：456 人、子：665 人）それぞれと比較

ウ 児童虐待の状況（※令和6年4月時点のデータを収集予定）

- 児童虐待の割合は、令和2年度中の利用世帯（682世帯）のうち、約49%を占めています。そのうち、実母又は両親からの虐待も約3割となっています。

図表3 児童虐待の状況（令和3年4月1日）

(① 入所世帯のうち、これまでに虐待のあった世帯数(令和2年度中実績))

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
335	136	21	72	254

※複数回答あり

虐待者について

- ・実父:55%
- ・実母:26%
- ・両親:7%
- ・実父ではない母のパートナー:6%
- ・その他:6%

(② ①のうち、令和3年4月1日現在も虐待が継続している世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
47	19	0	22	39

※複数回答あり

うち、児童相談所につながっているケース:18件

資料：東京都社会福祉協議会「令和3年度東京都母子生活支援施設実態調査」

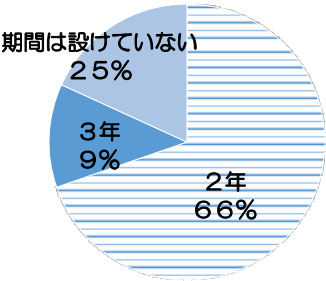
エ 外国籍の母の入所状況（※令和6年4月時点のデータを収集予定）

- 入所世帯の母につき、令和3年4月1日時点では10.7%が外国籍となっています。

オ 平均入所期間（※令和6年4月時点のデータを収集予定）

- 利用期間について、多くの施設（自治体）が2年と設定しています。
平均入所期間は1年6か月です。

図表4 令和3年度の利用期間の設定状況（令和3年4月1日）



資料：東京都社会福祉協議会「令和3年度東京都母子生活支援施設実態調査」

カ 退所理由及び課題の解決状況について（※令和 6 年 4 月時点のデータを収集予定）

- 令和 2 年度の退所世帯のうち、5 割弱が入所時の課題が解決しないまま退所しています。一方で、「利用期間満了」で退所するケースでは改善傾向が見られます。

図表 5 令和 2 年度の退所理由及び課題の解決状況（令和 3 年 4 月 1 日）

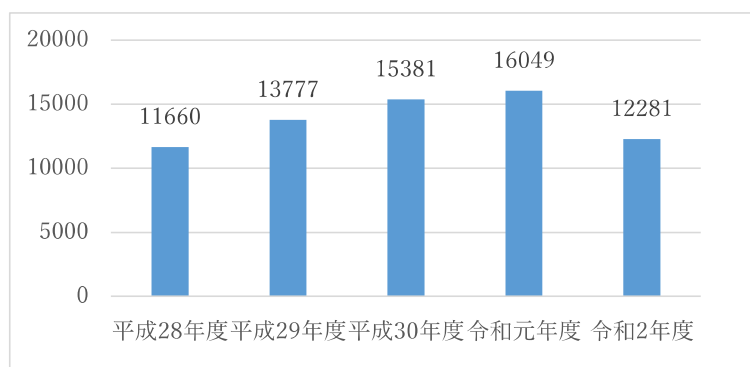
退所理由	退所世帯数		未解決割合	未解決割合 (H29)
		うち未解決		
住宅事情の改善(都住当選等)	96	46	47. 9%	29. 1%
利用期間満了	51	19	37. 2%	43. 6%
経済的自立	13	1	7. 6%	3. 1%
希望退所	27	15	55. 5%	58. 1%
日常生活・身辺、精神的自立	11	2	18. 1%	16. 7%
結婚・再婚・復縁	14	8	57. 1%	75. 0%
母子分離	13	13	100. 0%	92. 3%
その他(前夫からの追跡等)	4	4	100. 0%	85. 7%
合計	229	108	47. 1%	39. 5%

資料：東京都社会福祉協議会「令和 3 年度東京都母子生活支援施設実態調査」

キ アフターケアの実施状況（※令和 6 年 4 月時点のデータを収集予定）

- 施設退所後の世帯に対するアフターケアは、全母子生活支援施設において行われ、令和元年度までは増加傾向にあったが、令和 2 年度は減少している。令和 2 年度のアフターケアの主な内容は、「相談支援」(31 施設)、「行事」(28 施設)、「手続代行・書類作成等」(23 施設)となっており、相談支援の内容では、「健康課題」(27 施設)、「養育課題」(25 施設)、「子供の進学・就労課題」(19 施設)が上位を占めています。

図表 6 アフターケアの実施延件数の推移（東京 平成 28～令和 2 年度）



資料：東京都社会福祉協議会「平成 29 年度～令和 3 年度東京都母子生活支援施設実態調査」

(3) 都内母子生活支援施設の運営状況

ア 入所世帯数の推移

- 令和6年4月1日時点の入所世帯数は423世帯であり、認可定員数の合計（603世帯）に対する入所率は、約70%にとどまります。

図表7 令和6年度当初の入所世帯数の推移

	世帯数	入所者数(人)
平成31年4月1日現在	459	1,125
令和2年4月1日現在	466	1,185
令和3年4月1日現在	456	1,121
令和4年4月1日現在	393	953
令和5年4月1日現在	427	1,063
令和6年4月1日現在	423	1,036

資料：東京都社会福祉協議会「令和元年度～令和3年度東京都母子生活支援施設実態調査」

東京都「福祉統計情報システム」

イ 母子生活支援施設の暫定定員

- 母子生活支援施設は、国の通知上、各年度の事業実施に際して、各施設の前年度や直近3か年の在籍世帯数などを利用して算定した数が、その施設の定員に満たない場合には、その満たない数に定員を改定するか、暫定定員を設けることとされています。

都内施設では、令和6年度において、32施設中19施設が暫定定員となる予定で、全体の6割弱を占めます。直近の5年間で2施設増えており、民立の施設でも増加の傾向が見られます。

図表8 令和6年度都内母子生活支援施設の暫定定員設定状況

公立	民立	区部	市部
15施設中 13	17施設中 6	26施設中 18	6施設中 1

ウ 職員の構成について

- 民間の母子生活支援施設の職員平均勤続年数の平均は、令和 5 年度で約 11 年となっており、5 年間の中で、約 1 年伸長しました。職員の構成は、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向は変わらないことから、職員の育成と定着が引き続き課題となっています。

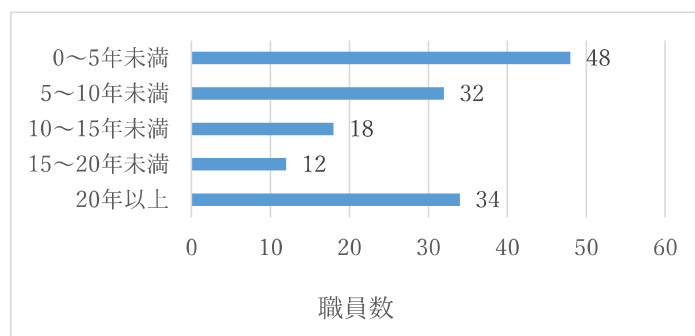
図表 9 民立母子生活支援施設の平均勤続年数

	平均勤続年数
平成31年度	10年6か月
令和2年度	10年6か月
令和3年度	10年7か月
令和4年度	11年7か月
令和5年度	11年5か月

資料：東京都 措置費等算定資料「平均勤続年数算定表」

東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

図表 10 母子生活支援施設職員の勤続年数



資料：東京都 措置費等算定資料「平均勤続年数算定表」

エ 広域入所について

- 広域入所（施設所在区市外の母子の入所）の受け入れについて、25 施設で実施済みであり、未実施の施設は 7 施設（区部のみ）となっています。

広域入所を実施する施設について、受け入れの条件は、以下のとおりですが、より制限的でない受け入れを実施している施設が増えています。

図表 11 広域入所について

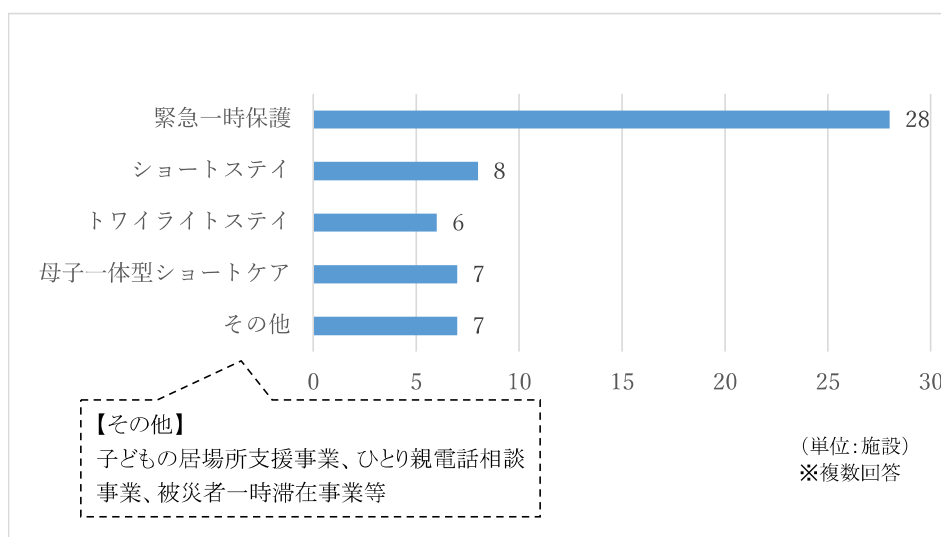
	令和6年6月時点
協定を結んだ自治体からのみ受け入れる	2
特定の区域からのみ受け入れる	2
どの自治体からも受け入れるが、規定(負担を求める等)を設けている	10
どの自治体からも受け入れる(規定等による制限なし)	11
合計	25

資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

オ 施設の多機能化の状況

- 母子生活支援施設は、通常の入所者への支援のほか、自治体からの委託事業も実施しており、令和 6 年 6 月時点では、32 施設中 28 施設が、何らかの事業を受託しており、実施件数は増加傾向にあります。

図表 12 自治体からの委託事業について



資料：東京都 「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定のための調査」

- また、地域の子育て世帯に向けた福祉サービス事業を独自に実施する施設も増えており、地域の子育て支援の拠点としても、母子生活支援施設は活用されています。

図表 13 委託外での地域福祉サービスの実施状況

(新規で調査予定)

カ 施設の高機能化の状況

- 母子生活支援施設に入所している母子は、DV や虐待等、様々な課題を有しており、また、その課題は、より複雑化する傾向にあります。住居支援や一般的な生活支援に留まらない、養育支援や心理ケア等の専門的な支援、母、子それぞれのニーズを踏まえた多面的な支援が必要とされ、これに対応する専門的な業務を行う職員の配置が進んでいます。

図表 14 令和5年度における専門的な業務を行う職員等の配置状況

	概要	R5実施施設数
心理療法 担当職員	夫等からの暴力や虐待などによる心的外傷等のために心理療法を必要とする母子に対して心理療法を実施し、心理的な困難を改善する。	24施設 (公9、民15)
個別対応 職員	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う。	31施設 (公15、民16)
特別生活 指導員	心身に障害等を有する母子や複雑な生活課題を抱える母子など、特に保護・指導が困難な母子が入所する施設に配置し、必要な支援を実施する。	16施設 (公4、民12)
基幹的 職員	入所者の多様な課題に対応するために、施設での支援業務経験が概ね10年以上の者に所定の研修を受講させ、スーパーバイザーとして、職員の指導等を行わせることで職員の専門性の向上・	22施設 (公7、民15)

	質の確保を図る。	
自立支援 担当職員	施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。	6施設 (公1、民5)

資料: 東京都「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第5期)策定のための調査」

令和5年度措置費等算定資料

- 都は、民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために、独自の補助を実施しています。

図表 15 サービス推進費における努力実績加算の実績値推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	延実施 人数	施設数	延実施 人数	施設数	延実施 人数
就労支援活動加算	15	465	16	475	16	473
特別援助加算	7	1,087	7	998	7	1,247
心理ケア加算	15	2,704	16	2,903	16	3,062
未就学児加算	17	2,422	17	2,224	17	2,222
アフターケア加算	16	121	16	106	17	123
親子心理カンファレンス加算	1	10	2	14	2	14

(※親子心理カンファレンス加算のみ、実績の単位が「月」となる。)

キ 母子生活支援施設の施設整備について

- 利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めています。

図表 16 母子生活支援施設における施設整備の過年度実績

	概要
平成31年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設
令和2年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 1施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設

令和3年度	○大規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和4年度	○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和5年度	○改築 1施設 ○大規模修繕 2施設 ○拡張 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設

2 母子生活支援施設の具体的な展開

2-1 課題（ニーズ）を有する母子への支援

現状と課題

- 母子生活支援施設の入所理由は「住宅困窮」「夫等の暴力」「経済的困窮」などが多くなっており、入所している母子は、虐待や精神疾患、障害など様々な課題を抱えています。入所中の母の約4割、子の約2割が何らかの障害等を有しており、割合は増加傾向にあります。
- 支援にあたっては、母と子のそれぞれのニーズを踏まえ、養育支援や心理ケア等の専門的な支援を行う必要があります。心理療法対応職員や特別生活指導員などの専門的な業務を行う職員を配置する施設は増加しており、施設の専門性の向上は進んでいると言えます。
- 民間の母子生活支援施設の職員については、平均勤続年数は約11年となっています。勤続年数は伸びているものの、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向にあり、職員の確保・育成・定着が課題と言えます。
- 退所者の平均入所期間は1年6か月程度となっており、短縮傾向にあります。約7割の施設において、入所期間が2年と定められており、入所時の課題について、整理や解決ができないまま退所する世帯もあることから、退所後のアフターケアも重要になっています。
- 令和6年度当初の認可定員の合計に対する入所率は約7割であり、暫定定員を設定する施設も増加しています。
- 母子生活支援施設は、母子分離をせずに、虐待等の被害からの回復や虐待の未然防止に向けて支援する機能がありますが、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況です。母子・父子自立支援員等の関係者の中には、DV被害を受けている方のための専用施設というイメージを持っている人もいる可能性が指摘されています。
- DV被害などにより支援の必要な母子家庭については、区市町村の区域を超えて対応することが必要であることから、都は、広域利用の推進を区市及び施設に働きかけてきました。その結果、広域で受け入れを行う施設は増加しており、未実施の施設は7施設となっています。
- 施設の改築・改修は進んでいますが、一部には洗面所等が共用となっている施設や、

老朽化が進んでいるなど、一般的なライフスタイルと合わない施設も残されています。

今後の取組

母子を分離させずに支援できる母子生活支援施設の特性を生かし、支援が必要な母子の課題（ニーズ）に応じた専門的な支援を行います。

<専門人材の確保・育成・定着>

- 各施設において、専門性を有する職員の配置が進むよう働きかけるとともに、各職種の専門性向上やリーダー職員の問題解決等の研修や、施設の研修参加の取組への支援について、引き続き実施していきます。
- 母子生活支援施設も含めた、社会的養護関係施設における、新規採用職員確保のインセンティブとなる取組や働き続けられる支援制度を実施します。

<アフターケアの充実>

- 各施設において、退所前の進学・就職等の支援や退所後のアフターケアを行う自立支援担当職員の配置が進むよう働きかけます。

<入所率向上に向けた取組>

- 母子生活支援施設の概要や活用するメリットについて、区市の母子・父子自立支援員や、児童相談所の職員等に周知していきます。

<広域利用の促進>

- 母子生活支援施設の活用促進のため、引き続き、施設における広域受け入れの実施について働きかけていきます。

<施設整備等への支援>

- 入所する母子の生活環境の向上を図るため、老朽化した施設の建替や改築、設備整備や安全対策を支援します。

【主な施策】

■ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助〔福祉局〕

社会福祉法人等が設置する母子生活支援施設における入所者の福祉の向上を図るため、心理ケアやアフターケアなどの支援を実施する場合に、運営等に要する費用の一部を補助します。

■ 母子生活支援施設の支援力の向上〔福祉局〕

母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。

■ 育児指導機能強化事業〔福祉局〕

母子生活支援施設等に育児指導担当職員を配置し、入所者やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図ります。

■ 医療機関等連携強化事業〔福祉局〕

母子生活支援施設等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進します。

■ 児童養護施設等体制強化事業〔福祉局〕

児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ります。

■ 社会的養護職員の奨学金返済・育成支援事業〔福祉局〕

社会的養護の分野において新規入職者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

■ 母子生活支援施設等の施設整備〔福祉局〕

老朽化した母子生活支援施設等について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、入居者の生活環境改善を図るための改修等について、支援を行います。

2-2 地域の子育て資源としての積極的活用

現状と課題

- 母子生活支援施設は、社会的養護の施設の中で、唯一親子で生活ができる施設であり、親子関係の再構築のための支援力の活用が期待されています。
- 緊急一時保護やショートステイなどの事業を区市町村から受託している施設は増加していますが、施設によって取組に差が見られる状況です。
- 地域のニーズに合わせて、入所児童だけではなく、地域の子供も対象とした学習・居場所支援や、電話相談事業などの取組を行う施設もあります。
- 母子生活支援施設の多機能化の取組を進めていくためには、区市町村と施設の双方の意識の変化が求められます。
- ひとり親になる前の妊娠期から、関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、生活に困難を抱える特定妊婦等への支援を行う「妊産婦等生活援助事業」において、母子生活支援施設の専門性を活用することが期待されています。

今後の取組

地域におけるすべての子育て家庭の支援を行う施設として、母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけていきます。

<施設の多機能化の推進>

- 母子生活支援施設等を活用し、母子一体型ショートケア事業や子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施する区市町村を支援します。
- 先行事例をもとに、多機能化の必要性や実現のためのノウハウを紹介することで、各施設の多機能化の取組を後押しします。その際は、DV 対応等における安全性への配慮と、地域の子育て家庭を支援する開かれた施設としての役割の両立についても紹介していきます。
- 区市町村に対しても、施設の多機能化の事例を紹介することで、子育て短期支援事業などの家庭支援事業への積極的な活用を促していきます。

【主な施策】

■ 母子・父子等緊急一時保護事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

夫等の暴力からの避難等で、緊急に施設等での保護が必要な母子・父子等に対し、母子生活支援施設やシェルター、民間アパート、ホテル等に一時的に居室を確保します。

＜実施主体：区市、町村は都＞

■ 母子一体型ショートケア事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげる区市町村を支援します。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）〔福祉局〕

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子供を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設や母子生活支援施設等において一定期間、養育・保護を行う区市町村を支援します。

■ 妊産婦等生活援助事業〔福祉局〕（再掲）

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体を支援します。

2 事業一覧

1 相談体制の整備

○：ひとり親家庭に限定した支援策

●：ひとり親家庭を含む支援策

1-1 広報・普及啓発と相談窓口

1	○ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局
国、都、区市町村が実施しているひとり親家庭に向けた様々な支援について、横断的に検索できるサイトを運用します。		
2	○ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、区市町村の相談窓口の夜間・休日開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談実施など、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。		
3	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置し、多摩地域のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。		
4	●子育てサポート情報普及推進事業	福祉局
生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。		

1-2 ニーズに応じた相談支援

再掲	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。また、様々な紛争の早期解決や、ひとり親家庭になった時の状況を見据え、離婚に関する協議（親権、養育費、親子交流、財産分与など）、などについて、家事事件に精通した弁護士による相談を実施します。		
5	○母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子支援員研修の実施）	福祉局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。		
6	●東京都ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）	福祉局
ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談等を実施することにより、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。		
7	●子供家庭支援センター事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。		

8	●生活困窮者自立相談支援事業	福祉局
生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けてプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。		
9	●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化スポーツ局
配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施します。 ・配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ・配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ・子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ・被害者の早期発見、相談へ繋げるため、「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」や「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」を配布 ・被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） ・民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ・区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等		

2 就業支援

再掲	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉局
・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、丁寧な支援を実施します。		
10	○ひとり親家庭等在宅就業推進事業	福祉局
ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅で収入が得られるクラウドソーシングについて実践的に学び、自ら受注できる在宅ワーカーとなれるよう、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。		
11	○ひとり親家庭就業推進事業	福祉局
ひとり親家庭を対象に、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就業直後のアフターフォローまでを、一貫して就業サポートする。		
12	○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。		
13	○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。		
14	○母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。		
15	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。		

16	○母子・父子自立支援プログラム策定事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。		
17	○ひとり親家庭への相談窓口強化事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。		
18	●生活保護受給者等就労自立促進事業	東京労働局
生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、地方公共団体（区市の福祉事務所等）にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進します。		
19	●マザーズハローワーク・マザーズコーナー	東京労働局
子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、担当者制によるきめ細かな就職支援を行います。 仕事と子育ての両立しやすい求人確保するとともに、地方公共団体や関係機関と連携して保育所・子育て支援サービスなどの情報を求職者に提供します。		
20	●東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施します。		
21	●保育つき職業訓練	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。		
22	●女性向け委託訓練	産業労働局
結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援します。		
23	●保育支援つき施設内訓練	産業労働局
職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。		
24	●非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援	産業労働局
経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しする。		
25	○ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	産業労働局
PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び職業紹介等の就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。		

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

26	〇ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業【実施主体：市町村（区部は財政調整算入）】	福祉局
ひとり親家庭になった直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		
27	●保育サービスの拡充 (認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、定期利用保育など)	福祉局
地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援します。 ・認可保育所：保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ・認証保育所：東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ・認定こども園：就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ・家庭的保育事業：家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ・小規模保育事業：定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ・居宅訪問型保育事業：家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ・事業所内保育事業：事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ・企業主導型保育事業：国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ・定期利用保育：パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス		
28	●夜間保育事業	福祉局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。		
29	●延長保育事業	福祉局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援します。		
30	●休日保育事業	福祉局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援します。		
31	●一時預かり事業	福祉局
保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。		
32	●病児保育事業	福祉局
・病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援します。 ・病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援します。		
33	●夜間帯保育事業	福祉局
都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供するため、認証保育所において、深夜帯の保育や24時間保育に取り組む区市町村を支援します。		

34	●緊急1歳児受入事業	福祉局
認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1歳児を緊急的に受け入れる区市町村を支援します。		
35	●認証保育所1歳児受入促進事業	福祉局
認証保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1歳児の受入れを更に促進する区市町村を支援します。		
36	●保育所等利用多子世帯負担軽減事業	福祉局
生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、私立認可保育所等に通う実際の第2子以降の保育料（利用者負担分）について、負担軽減を行う区市町村を支援します。		
37	●認可外保育施設利用支援事業	福祉局
・認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図ります。 ・子供を2人以上もちたいと願う保護者が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援します。		
38	●ベビーシッター利用支援事業	福祉局
待機児童を抱える保護者、育児休業を1年間取得した保護者等、夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成するとともに、一時的に保育を必要とする保護者等に対し、ベビーシッターによる保育を提供する区市町村の取組を支援します。		
39	●とうきょうママパパ応援事業（旧 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業））	福祉局
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。		
40	●生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉局
電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。		
41	●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局
子供の年齢等にかかわらず、全ての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。		
42	●ショートステイ事業の拡充＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
子供の年齢等にかかわらず、全ての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。		

43	●ファミリー・サポート・センター推進事業事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉局
仕事と家庭の両立や子を持つ全ての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。		
44	●ファミサポマイスター推進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保します。		
45	●子供の居場所創設事業	福祉局
子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。		
46	●子供食堂推進事業	福祉局
子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。		
47	●子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。		
48	●子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の充実	福祉局
・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。 ・子育てひろばにおいて障害や発達に関する相談支援を担当する専門職を配置し、障害の有無にかかわらず、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備します。		
49	●利用者支援事業	福祉局
子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援します。		
50	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。		
51	●養育支援訪問事業	福祉局
保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。		
52	●要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局
養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。		
53	●要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。		

54	●未就園児等全戸訪問事業	福祉局
未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。		
55	●学童クラブ運営費補助事業・学童クラブの設置促進	福祉局
・就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援します。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援します。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図ります。また、放課後子供教室との一体型として実施する等の要件を満たし、モデル事業として連携推進員を配置する都型一体型学童クラブを支援することにより、効果的連携について検証し、放課後における児童の居場所の充実を図ります。 ・既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進します。		
56	●放課後居場所緊急対策事業	福祉局
学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供します。		
57	●放課後子供教室	教育庁
全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。		
58	●子供の貧困対策支援事業	福祉局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。		
59	●子育て応援とうきょうパスポート事業	福祉局
社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。		

3-2 子供の居場所づくりや学習支援の推進

再掲	●東京都ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活・学習支援事業）	福祉局
ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子供に対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことで、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る事業に取り組む区市町村を支援します。		
60	●生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業	福祉局
貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供に対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。		
61	●地域未来塾	教育庁
経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施します。		
62	●校内寺子屋	教育庁
「学力向上研究校」として30校を指定し、各学校において、義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習支援を実施します。		

63	●受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局
学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援します。		
64	●被保護者自立促進事業	福祉局
小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。		

3-3 住居の確保

65	○都営住宅の優先入居	住宅政策本部
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。		
66	○公社住宅における入居機会の確保	住宅政策本部
ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、対象住宅の家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施します。		
67	●若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部
若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯を含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。		
68	●住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部
子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施できるよう、広域的な立場から区市町村による協議会の設立促進・活動支援などを実施します。		

3-4 課題を有する母子への支援

69	○東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助	福祉局
社会福祉法人等が設置する母子生活支援施設における入所者の福祉の向上を図るため、心理ケアやアフターケアなどの支援を実施する場合に、運営等に要する費用の一部を補助します。		
70	○母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉局
- 母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 - 母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。		
71	○施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。		

72	○育児指導機能強化事業	福祉局
母子生活支援施設等に育児指導担当職員を配置し、入所者やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図ります。		
73	○医療機関等連携強化事業	福祉局
母子生活支援施設等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進します。		
74	○児童養護施設等体制強化事業	福祉局
児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ります。		
75	○社会的養護自立支援事業	福祉局
- 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 - 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 - 措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童とその保護者を対象に、母子生活支援施設等において居住の場を提供し、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します。（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）		
76	○母子生活支援施設の施設整備	福祉局
老朽化した母子生活支援施設等について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、入居者の生活環境改善を図るための改修等について、支援を行います。		
77	○母子・父子等緊急一時保護事業【実施主体：区市（子供家庭支援区市町村包括補助事業）、町村については都】	福祉局
DVからの避難等で、緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施します。 （※父子に対しては、母子生活支援施設ではなく、ホテル等を活用し実施しています。）		
78	○母子一休型ショートケア事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局
見守りが必要な母子等に対し、区市町村が母子生活支援施設を活用して母子が一緒に滞在するショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげます。		
再掲	○母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉局
母子生活支援施設への入所、退所後の支援等を適切に実施できるよう、母子・父子自立支援員と母子生活支援施設職員双方の役割や支援内容等のガイドラインを作成するなど、母子生活支援施設の活用促進を図ります。		
79	○性被害防止対策に係る設備等支援事業	福祉局
母子生活支援施設等におけるパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による、こどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。		

4 経済的支援

80	○児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局
- ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 - ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。		

81	○自立生活スタート支援事業	福祉局
母子生活支援施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。		
82	○自立援助促進事業	福祉局
母子生活支援施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。		
再掲	●受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局
学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援します。		
再掲	●被保護者自立促進事業	福祉局
生活保護受給者を対象に、就労支援や地域生活への移行、次世代育成支援など自立支援に要する経費の一部を支給する区市に対し、支援します。実施の有無や支給内容は区市により異なります（都が定めた要件の範囲内において区市が要綱等を定めています。）。 ・母子世帯等で母や子の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合の保育料 ・母子世帯等が就労するに当たり、子が認可保育園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等を利用した場合の入園料・保育料 ・小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等の支給(再掲)		
83	○養育費取得に関する支援	福祉局
子供の成長に必要な養育費の取得のために、以下の事業を実施します。 ・東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭の養育費相談、離婚前後の親支援講座、相談支援員研修を実施します。（再掲） ・「養育費確保支援事業」により、ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、民間保証会社と連携し、養育費の立替保証を実施する区市町村を支援します。		
84	●フードパントリー設置事業	福祉局
住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。		
85	●〇18サポート	福祉局
都内に在住する18歳以下の子供に対し、1人当たり月額5,000円（年額6万円）を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、子育てのしやすい東京を実現する。		

区市町村の取り組み支援

86	●子供家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭支援）	福祉局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図ります。 ・先駆的事业：新たな課題に取り組み、区市町村独自の創意工夫による事業 ・選択事業：ひとり親家庭相談体制強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定推進事業、ひとり親家庭就業促進事業、ひとり親家庭職業訓練等支援事業、ひとり親家庭親子心のふれあい事業、ひとり親家庭地域生活サポート事業、母子一体型ショートケア事業など ・一般事業：ホームヘルプサービス（対象：市町村）		
87	○ひとり親家庭等医療費助成【実施主体：市町村（区部は財政調整算入）】	福祉局
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。		

参考資料

1 主なひとり親家庭福祉関連データ

(1) 離婚件数と離婚率(全国・東京都)

(単位:人)

	全国		東京都	
	離婚件数	離婚率 (人口千対)	離婚件数	離婚率 (人口千対)
H14	289,836	2.30	28,780	2.40
H15	283,854	2.25	28,211	2.34
H16	270,804	2.15	27,123	2.24
H17	261,917	2.08	26,984	2.19
H18	257,475	2.04	26,347	2.12
H19	254,832	2.02	26,627	2.13
H20	251,136	1.99	26,300	2.10
H21	253,354	2.01	26,803	2.13
H22	251,379	1.99	26,335	2.05
H23	235,720	1.87	24,927	1.94
H24	235,407	1.87	25,329	1.96
H25	231,385	1.84	24,855	1.92
H26	222,115	1.77	23,653	1.81
H27	226,238	1.81	24,135	1.84
H28	216,856	1.73	23,470	1.78
H29	212,296	1.70	23,055	1.74
H30	208,333	1.68	22,706	1.70
R1	208,496	1.69	22,707	1.69
R2	193,253	1.57	20,783	1.54
R3	184,384	1.50	19,605	1.46
R4	179,099	1.47	19,255	1.43

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) ひとり親世帯数(全国・東京都)

(単位:世帯、人)

	全国			東京都		
	ひとり親 世帯総数	母子世帯	父子世帯	ひとり親 世帯総数	母子世帯	父子世帯
H7	617,712	529,631	88,081	58,605	50,577	8,028
H12	713,277	625,904	87,373	67,938	59,754	8,184
H17	841,333	749,048	92,285	74,092	65,693	8,399
H22	844,661	755,972	88,689	65,814	58,706	7,108
H27	838,727	754,724	84,003	67,059	60,848	6,211
R2	721,290	646,809	74,481	59,024	53,043	5,981

資料：総務省「国勢調査」

(3) 母子世帯・父子世帯の推計値(東京都)

(単位:人、%、世帯)

	1月1日の住民基本 台帳による世帯数	母子家庭 出現率	推計 母子世帯数	父子家庭 出現率	推計 父子世帯数
H14	5,585,847	2.05	114,600	0.36	20,200
H15	5,679,978	2.05	116,500	0.36	20,500
H16	5,760,580	2.05	118,100	0.36	20,800
H17	5,842,829	2.05	119,800	0.36	21,100
H18	5,932,890	2.05	121,700	0.36	21,400
H19	6,029,100	2.38	143,500	0.29	17,500
H20	6,125,824	2.38	145,800	0.29	17,800
H21	6,210,852	2.38	147,900	0.29	18,100
H22	6,275,360	2.38	149,400	0.29	18,200
H23	6,324,293	2.38	150,600	0.29	18,400
H24	6,368,485	2.38	151,600	0.29	18,500
H25	6,633,677	2.38	157,900	0.29	19,300
H26	6,699,669	2.38	159,500	0.29	19,500
H27	6,784,195	2.38	161,500	0.29	19,700
H28	6,889,954	2.38	164,000	0.29	20,000
H29	6,994,147	2.38	166,500	0.29	20,300
H30	7,096,624	1.56	110,800	0.32	22,800
R1	7,198,348	1.56	112,300	0.32	23,100
R2	7,298,690	1.56	113,900	0.32	23,400
R3	7,341,487	1.56	114,600	0.32	23,500
R4	7,354,402	1.91	140,500	0.17	12,600

資料：東京都福祉局調べ

(4) 東京都ひとり親家庭支援センターの相談等実績

ア 就業相談・生活相談

(単位:件、人、%)

	相談件数	相談人数	求人 登録者数	求人数	就職者数	うち正社員就職者数	
						人数	就職者に占 める割合
H30	9,455	5,361	306	818	122	33	27.0%
R1	8,785	5,135	284	558	115	41	35.7%
R2	10,224	6,210	281	555	125	17	13.8%
R3	12,614	6,761	407	479	112	43	29.5%
R4	18,152	9,107	523	1,263	95	29	19.7%

資料：東京都福祉局調べ

イ 養育費相談

(単位: 件、人)

		H30	R1	R2	R3	R4
一般相談	相談件数 (件)	684	564	1,507	2,336	3,373
	相談人数 (人)	325	218	518	1,036	1,624
専門相談	実施日数 (日)	96	74	91	146	144
	実施時間 (時間)	192	192	213	412	329
	相談人数 (人)	180	168	213	412	329

資料: 東京都福祉局調べ

ウ 親子交流支援

(単位: 件、家庭)

		H30	R1	R2	R3	R4
事前相談等件数	母	296	269	324	446	802
	父	250	258	217	250	510
	その他	193	143	130	102	99
	(小計)	739	670	671	798	1,411
事前調整	支援件数	267	348	193	252	382
親子交流	援助件数	155	206	112	145	184
	援助家庭数	(38)	39	46	41	198

資料: 東京都福祉局調べ

エ 養育費等相談支援推進事業 (離婚前後の法律相談)

	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数 (件)	868	2,125	1816	1,662	1,430
相談人数 (人)	199	430	427	434	444

※令和2年度よりはあと多摩で実施。

資料: 東京都福祉局調べ

(5) ひとり親家庭等生活向上事業

	実施自治体数	生活支援事業	子供の生活・学習支援事業		
				集合型	派遣型
H30	21	11	20	16	10
R1	23	13	21	17	11
R2	25	12	23	19	10
R3	26	12	23	19	12
R4	27	14	23	19	12

注: 子供の生活・学習支援事業の内訳は、集合型・派遣型ともに実施の自治体があるため、一致しない。

資料: 東京都福祉局調べ

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

	実施自治体数	支給件数（件）
H30	10区 13市 13町村	10
R1	10区 13市 13町村	11
R2	10区 14市 13町村	6
R3	10区 12市 13町村	14
R4	10区 13市 13町村	6

注：八王子市（中核市）を除く。

資料：東京都福祉局調べ

(7) 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

	実施自治体数	実施人数（人）
H30	23区 25市 13町村	211
R1	23区 25市 13町村	231
R2	23区 25市 13町村	236
R3	23区 25市 13町村	210
R4	23区 25市 13町村	232

注：平成27年度より八王子市を除く。

資料：東京都福祉局調べ

(8) 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

	実施自治体数	実施人数（人）
H30	23区 25市 13町村	591
R1	23区 25市 13町村	514
R2	23区 25市 13町村	460
R3	23区 25市 13町村	516
R4	23区 25市 13町村	519

注：平成27年度より八王子市を除く。

資料：東京都福祉局調べ

(9) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 （単位：件）

	H30	R1	R2	R3	R4
入学準備金貸付件数	115	60	79	68	49
就職準備金貸付件数	29	48	43	38	43

資料：東京都福祉局調べ

(10) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(単位:人、%)

	実施自治体数	策定人数	就職につながった 人数	就職につながった 割合
H30	23 区 26 市 13 町村	798	407	51.0%
R1	19 区 23 市 13 町村	494	389	78.7%
R2	19 区 23 市 13 町村	569	376	66.8%
R3	19 区 23 市 13 町村	604	360	59.6%
R4	19 区 23 市 13 町村	585	402	68.7%

注：平成 27 年度より八王子市を除く。

資料：東京都福祉局調べ

(11) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

(単位：回、世帯)

	実施自治 体数	延回数			利用実世帯数			平均派遣回数		
		総数	母子 家庭	父子 家庭	総数	母子 家庭	父子 家庭	総数	母子 家庭	父子 家庭
H30	26 市町	7,345	5,648	1,697	292	234	58	25.2	24.1	29.3
R1	27 市町	6,871	5,410	1,461	196	170	26	35.1	31.8	56.2
R2	27 市町	6,414	5,234	1,180	241	216	25	26.6	24.2	47.2
R3	27 市町	7,851	6,723	1,128	255	225	30	30.8	29.9	37.6
R4	27 市町	8,198	6,759	1,439	216	191	25	38.0	35.4	57.6

注 1：市町村部のみ。区部は財政調整参入事業。

注 2：平成 27 年度より八王子市を除く。

資料：東京都「福祉・衛生 統計年報」

2 ひとり親家庭の相談状況等に関する調査 結果概要

(1) 調査目的

都内のひとり親家庭における悩みごとや、その相談状況等を把握し、東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）の策定にあたっての基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査概要

ア 調査方法

○ 郵送による調査

当事者団体を通じて調査票を配布し、対象者本人が記入し返送するか、記載のWebフォームから入力して回答する。

○ メールによる調査

当事者団体を通じてメールにより案内をし、対象者本人が記載のWebフォームから入力して回答する。

イ 調査期間

令和6年1月29日～令和6年2月29日

ウ 調査対象

都内在住のひとり親家庭の母または父

エ 調査項目

- ・回答者の属性
- ・現在の状況について
- ・お子さんとのかかわりについて
- ・周囲とのつながりについて
- ・悩みごとや困りごとについて、その解決方法について
- ・コロナ禍による生活への影響について

オ 調査回収状況

	調査対象者数	回収数	回収率
郵送調査	200 人	84 人	6.5%
Web調査	1,100 人	601 人	46.2%
計	1,300 人	685 人	52.7%

(3) 調査結果概要

ア 回答者の属性

○ 性別 (Q1)

今回の調査対象者のうち、母子家庭の母は **661** 人 (96.5%)。父子家庭の父は **19** 人 (2.8%)、**回答しない方は5人 (0.7%)** であった。

○ 年齢 (Q2)

年齢階層別にみると、男性は、「**41 歳～45 歳**」が **5 名 (26.3%)**、ついで「**51 歳～55 歳**」が **4 名 (21.1%)** で、女性は「**36 歳～40 歳**」が **167 人 (25.3%)** で最も多く、ついで「**41 歳～45 歳**」の **164 人 (24.8%)** が続き、「**36 歳～50 歳**」で **472 人** と全体の **71.4%** を占めている。

	母子家庭の母		父子家庭の父		回答しない		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
18-25 歳	3	0.5%	1	5.3%			4	0.6%
26-30 歳	24	3.6%					24	3.5%
31-35 歳	82	12.4%			1	20.0%	83	12.1%
36-40 歳	167	25.3%	2	10.5%	1	20.0%	170	24.8%
41-45 歳	164	24.8%	5	26.3%	3	60.0%	172	25.1%
46-50 歳	141	21.3%	3	15.8%			144	21.0%
51-55 歳	65	9.8%	4	21.1%			69	10.1%
56-60 歳	11	1.7%	2	10.5%			13	1.9%
60-65 歳	2	0.3%	2	10.5%			4	0.6%
年齢不詳	2	0.3%					2	0.3%
合計	661	100.0	19	100.0	5	100.0	685	100.0

イ 家計の状況

Q8 家計の状況について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

○ 家計の状況については父母ともに、「日常生活の支払いには困らないが、現在余裕はない」との回答がもっとも多く、「生活保護を受けている」「日常生活の支払いに困ることがある」を加えた割合は、母では **89.5%**、父では **75.0%** で、合計 **89.2%** となっている。

	生活保護を受けている	生活保護は受けていないが、日常生活(家賃や光熱水費、食費等)の支払いに困ることがある	日常生活の支払いには困らないが、現在余裕はない	特段困っておらず、現在は余裕があるが、将来が不安	不安は特にない	合計
母子計	27	246	304	62	6	645
	4.2%	38.2%	47.1%	9.6%	0.9%	100.0%
父子計	2	4	6	3	1	16
	12.5%	25.0%	37.5%	18.8%	6.3%	100.0%
その他	1	1	1			3
	33.3%	33.3%	33.4%			100.0%
合計	30	251	311	65	7	664
	4.5%	37.8%	46.8%	9.8%	1.1%	100.0%

ウ 貯蓄の状況

Q9 貯蓄について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

- 貯蓄については、**父母ともに「していない・できない」が50%を超えている。**
また、母では「毎月している」という回答は、年齢があがるにつれてその割合が減る傾向にあった。

	毎月している	ときどきしている	していない・できない	合計
母子	158	147	332	637
	24.8%	23.1%	52.1%	100.0%
18-25	1		2	3
	33.3%		66.7%	100.0%
26-30	9	3	12	24
	37.5%	12.5%	50.0%	100.0%
31-35	21	20	33	74
	28.4%	27.0%	44.6%	100.0%
36-40	43	38	80	161
	26.7%	23.6%	49.7%	100.0%
41-45	40	37	82	159
	25.2%	23.3%	51.6%	100.0%
46-50	35	34	69	138
	25.4%	24.6%	50.0%	100.0%
51-55	8	14	41	63
	12.7%	22.2%	65.1%	100.0%
56-60		1	10	11
		9.1%	90.9%	100.0%
61-65			2	2
			100.0%	100.0%
年齢不詳	1		1	2
	50.0%		50.0%	100.0%
父子	5	2	9	16
	31.3%	12.5%	56.3%	100.0%
18-45	2	1	4	7
	28.6%	14.3%	57.1%	100.0%
46-65	3	1	5	9
	33.3%	11.1%	55.6%	100.0%
その他		1	2	3
		33.3%	66.7%	100.0%
合計	163	150	343	656
	24.8%	22.9%	52.3%	100.0%

エ 養育費の状況

Q11 ひとり親になった理由が「離婚」又は「非婚・未婚」の方に、養育費の状況について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

Q12 Q11で「取決めがある」と答えた方に、取決めの方法について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

- 福祉保健基礎調査でも同様の項目を設けているが、取決め方法等についても踏み込んで尋ねた。
- 母子では、取り決めの有無にかかわらず、「受け取っている」との回答が35.8%であり、全国平均（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）の28.1%を上回っている。父子は、同調査の全国平均5.0%を下回っており、回答としては「取り決めはなく、受け取っていない」が最も多く、母子では36.7%、父子では69.2%となっている。その他では、受け取らないという取り決めをしたものが3件、養育費の代わりに家のローンを払ってもらっているものが2件あった。
- 母子では、養育費に関して何らかの取り決めがある場合、61.8%が受け取っているが、取り決めがあっても38.2%は支払われていない。また、文書による取決めと口頭での取決めを比較すると、文書による取決めがある場合は、64.3%が支払われているが、口頭のみでの取決めの場合は、55.3%が支払われていない。

	取り決めがあり、受け取っている	取り決めがあるが、受け取っていない・支払われていない	合計
母子	181	112	293
	61.8%	38.2%	100.0%
文書（判決、調停、審判など裁判所による取決め、公正証書）がある	154	72	226
	68.1%	31.9%	100.0%
その他の文書による養育費の取決めがある	10	19	29
	34.5%	65.5%	100.0%
文書によらないが、口頭などでの取決めがある	17	21	38
	44.7%	55.3%	100.0%
父子	3		3
	100.0%		100.0%
文書（判決、調停、審判など裁判所による取決め、公正証書）がある	2		2
	100.0%		100.0%
その他の文書による養育費の取り決めがある	1		1
	100.0%		100.0%
その他		3	3
		100.0%	100.0%
文書（判決、調停、審判など裁判所による取決め、公正証書）がある		1	1
		100.0%	100.0%
その他の文書による養育費の取り決めがある		2	2
		100.0%	100.0%
合計	184	115	299
	61.5%	38.5%	100.0%

オ 親子交流の状況

Q13 ひとり親になった理由が「離婚」又は「非婚・未婚」の方に、面会交流の状況について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

Q14 Q13で「実施していない」と答えた方に、その理由について、お尋ねします。（当てはまるものすべてに○）

○ 福祉保健基礎調査でも同様の項目を設けているが、実施していない理由などについても尋ねた。

○ 母子では、取り決めがあるとの回答が38.0%あり、全国平均（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）の30.3%を上回っている。しかし、回答としては「取り決めはなく、実施もしていない」が最も多く、38.4%となっている。父子も、「取り決めはなく、実施もしていない」が最も多く、61.5%となっている。

○ 親子交流をしていない理由について、母子では「自身が相手と関わりたくない」、「相手方が希望していない」などの理由が上位を占めており、親側の理由によるものが多かった。「子供が会いたがらない」も一定数おり、特に「父母の年齢があがるとつれて高くなっていくが、同時に子供の年齢も上がっていることが推測される。

また、「その他」の自由記述で多かったものは「連絡とれず/行方知れず・相手が死亡/行方不明・遠方のため」が13件あり、「養育費が支払われていない」は4件あった。

	（あなた自身が、）相手と関わりたくない	（あなた自身が、）面会することは子供のためにならないと思う	子供が会いたがらない	子供の連れ去りや虐待の可能性がある	相手が親子交流を希望しない	その他	合計
母子	124 45.1%	72 26.2%	95 34.5%	59 21.5%	158 57.1%	30 10.9%	275 100.0%
父子	3 20.0%		1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%		7 100.0%
その他					2 66.7%	1 33.3%	3 100.0%
合計	127 44.6%	72 25.3%	96 33.7%	60 21.1%	162 56.8%	31 10.9%	285 100.0%

カ 子供と過ごす時間

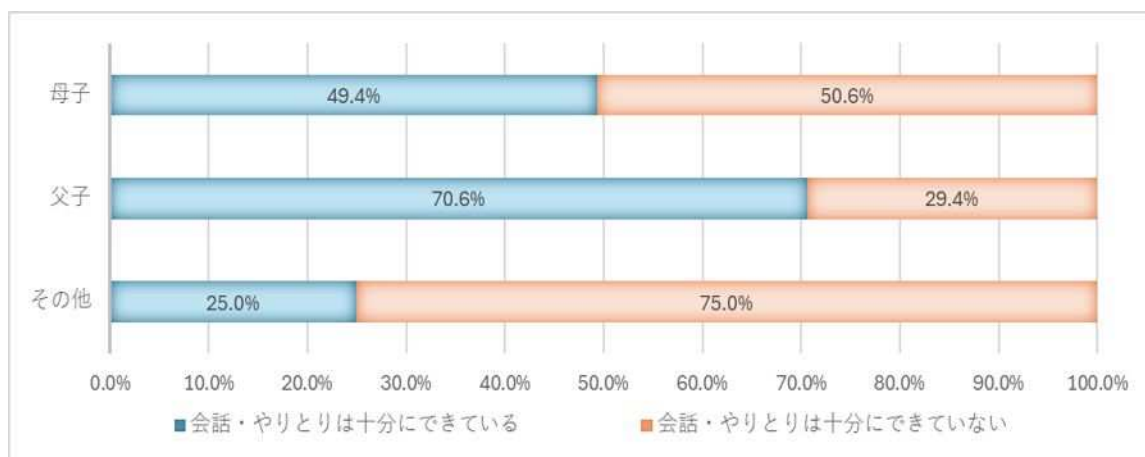
Q17 お子さんと過ごす時間について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

Q18 お子さんとの会話について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

○ 子供と過ごす時間については、母は「十分にとれている」が45.2%、父は58.8%と父の方が十分にとれていると回答した方が多い。また、母では、年齢が「26～30歳」と若い場合に、その割合が75.0%と他の年齢層に比べて高くなっている。

○ 就業状況別にみると、母では「正規職員」で「十分とれていない」との回答が69.2%と高くなっており、父では「自営業・家業」で「十分とれていない」との回答が60.0%と最も高く、次いで「正規職員」が50.0%となっている。

○ 子供との会話について、母では、49.4%が「十分にできている」と回答しているのに対し、父は70.6%となっている。また、母の年齢があがるにつれ、子供との会話が減っていることがうかがえる。その背景として、子供の年齢もあがっていることが理由として考えられる一方で、父子では年齢による傾向はみられない。



キ 子供を通じた親同士の交流等

Q19 お子さんを通じた親同士の交流について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

○ 母では54.0%、父では70.6%が「ない」と回答している。年齢による相関は見られなかった。

Q20 保育所や学校行事の参加について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

○ 保育所や学校行事への参加状況について、母は、「都合がつく場合は参加している・参加しているほうが多い」との回答が最も多く、51.5%となっている。父は、「必ず参加している」「都合がつく場合は参加している・参加しているほうが多い」とも同率で、「参加していない」の回答がない。

	必ず参加している	都合がつく場合は参加している・参加していることのほうが多い	参加しない・できないことのほうが多い	参加していない	合計
母子	21.2%	51.5%	21.2%	5.2%	100.0%
父子	37.5%	37.5%	25.0%	0.0%	100.0%
その他	25.0%	50.0%	25%	0.0%	100.0%
合計	22.5%	51.1%	21.3%	5.0%	100.0%

Q21 ご近所との交流について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

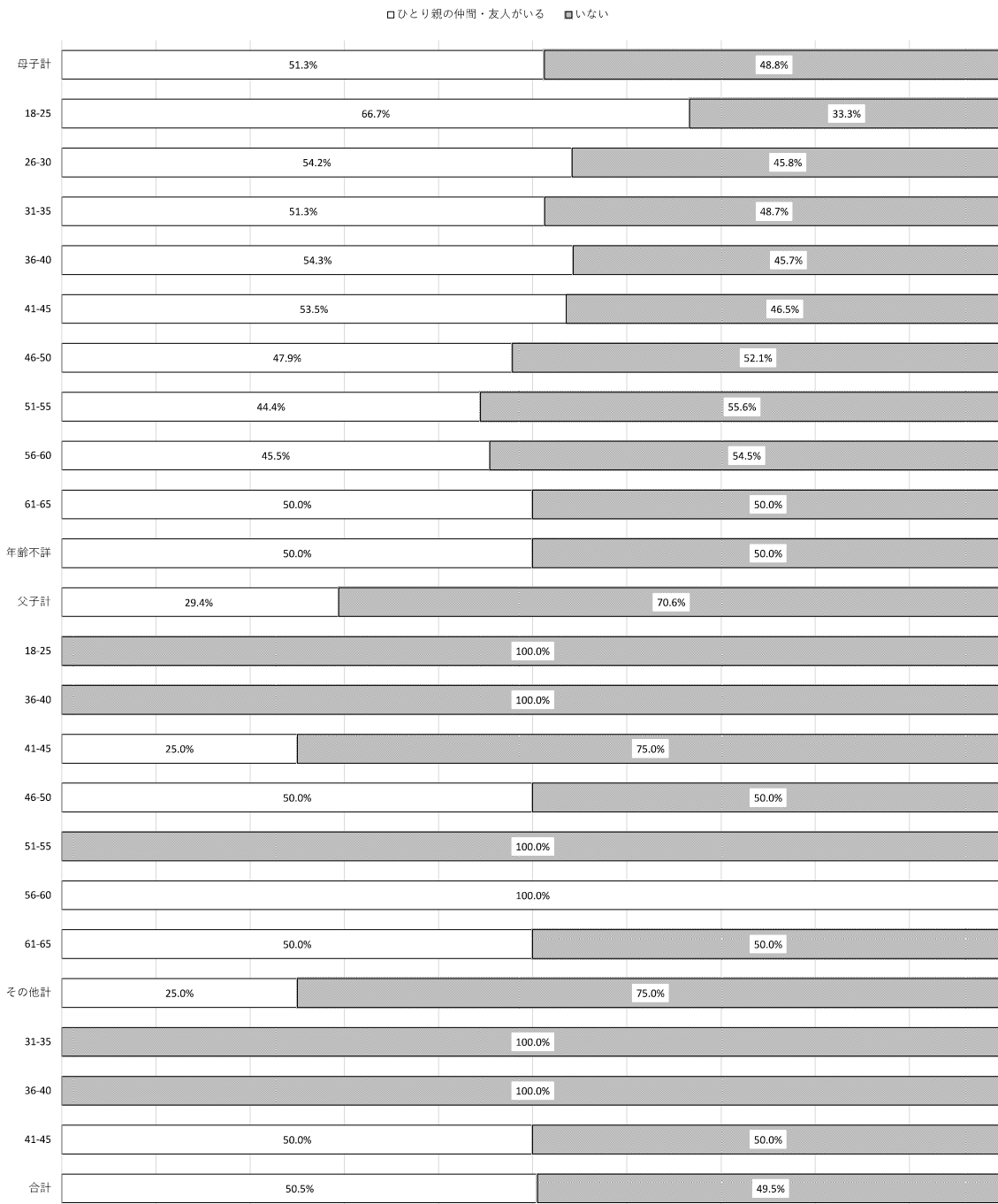
- 近所との交流について、母は「ご近所の方と会話することはほとんどない」との回答がもっとも多く、32.4%、父は「月に数度はご近所の方と会話している」が41.2%ともっとも高くなっている。

	週に数度はご近所の方と会話している	月に数度はご近所の方と会話している	ご近所の方と会話することはほとんどない	近所で会話する方はいない	合計
母子計	13.1%	27.5%	32.4%	27.0%	100.0%
18-25	33.3%		33.3%	33.3%	100.0%
26-30	25.0%	25.0%	29.2%	20.8%	100.0%
31-35	18.2%	18.2%	36.4%	27.3%	100.0%
36-40	14.1%	29.4%	31.3%	25.2%	100.0%
41-45	12.2%	29.5%	34.6%	23.7%	100.0%
46-50	11.4%	29.3%	30.7%	28.6%	100.0%
51-55	6.3%	25.4%	31.7%	36.5%	100.0%
56-60	9.1%	36.4%	18.2%	36.4%	100.0%
61-65		50.0%		50.0%	100.0%
年齢不詳			100.0%		100.0%
父子計	5.9%	41.2%	29.4%	23.5%	100.0%
18-25		100.0%			
36-40			50.0%	50.0%	100.0%
41-45		50.0%	25.0%	25.0%	100.0%
46-50		50.0%	50.0%		100.0%
51-55	25.0%		50.0%	25.0%	100.0%
56-60		100.0%			100.0%
61-65		50.0%		50.0%	100.0%
その他計		50.0%	25.0%	25.0%	100.0%
31-35		100.0%			100.0%
36-40				100.0%	100.0%
41-45		50.0%	50.0%		100.0%
合計	12.8%	27.9%	32.3%	26.9%	100.0%

ク 他のひとり親の仲間・友人とのつながり (Q22、24、26)

Q22 他のひとり親の仲間・友人について、お尋ねします。(いずれか1つに○)

- 他のひとり親の仲間・友人の有無では、母では51.3%が「いる」と回答している。しかし、年齢別にみると、「46~60歳」では、「いない」との回答が「いる」を上回っている。



○ ひとり親の仲間・友人と知り合った時期では、母では「ひとり親になる前から」と「ひとり親になってから」の割合がほぼ同数となっている。
 父では、「ひとり親になってからの知人のほうが多い」との回答が、80.0%となった。

Q26 Q22 でひとり親の仲間・友人がいないと答えた方に、その理由についてお尋ねします。（当てはまるものすべてに○）

Q24 Q22 でひとり親の仲間・友人がいると答えた方に、お尋ねします。ひとり親の仲間・友人とは、いつ知り合いになりましたか。（いずれか1つに○）

○ ひとり親の仲間・友人がいない理由について、ひとり親の仲間・友人がいない理由では、母では、「機会がない」が59.3%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が41.3%、「交流する時間がない」が37.8%となっている。また、「ひとり親であることを知られたくない」との回答も15.4%ある。

父も、「機会がない」が100.0%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が66.7%、「交流する時間がない」が41.7%であった。

	ひとり親の仲間や友人は必要ない	仲間や友人を作る機会がない	仲間や友人と交流する時間がない	ひとり親の仲間や友人との出会い方がわからない	自分がひとり親であることを知られたくない	その他
母子計	13.5%	59.3%	37.8%	41.3%	15.4%	7.1%
18-25		100.0%				
26-30	36.4%	54.5%	9.1%	18.2%		
31-35	13.2%	60.5%	26.3%	50.0%	13.2%	7.9%
36-40	10.8%	67.6%	48.6%	47.3%	8.1%	1.4%
41-45	13.9%	59.7%	43.1%	54.2%	18.1%	4.2%
46-50	9.6%	57.5%	32.9%	32.9%	20.5%	15.1%
51-55	20.0%	51.4%	37.1%	17.1%	17.1%	8.6%
56-60	16.7%	16.7%	33.3%	50.0%	16.7%	
61-65					100.0%	100.0%
年齢不詳		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
父子計	8.3%	100.0%	41.7%	66.7%	8.3%	8.3%
18-25		100.0%				
56-60						
31-35						
36-40		100.0%		50.0%		
41-45		100.0%	33.3%	100.0%		33.3%
46-50		100.0%				
51-55	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%	25.0%	
56-60						
61-65		100.0%				
その他計		66.7%		33.3%	33.3%	33.3%
31-35						100.0%
36-40		100.0%			100.0%	
41-45		100.0%		100.0%		
合計	13.1%	60.9%	37.6%	42.0%	15.3%	7.3%

ケ 行政の相談窓口の利用状況（Q27、28）

Q27 行政の相談窓口に行った経験について、お尋ねします。（いずれか1つに○）

Q28 行政に相談しにくい（しにくかった）理由について、お尋ねします。（当てはまるものすべてに○）

○ 行政の相談窓口について、母の36.8%が「相談したことはない」と回答している。年齢別にみると、「31～35歳」では「相談したことがない」が50.6%と、「相談したことがある」の49.4%を上回っている。また、父では相談したことがある

世帯は81.3%となっている。

- 行政に相談しにくい（しにくかった）理由としては、**父母ともにどの層でも「相談しても解決しないと思う／解決しなかった」との回答が多く、母は44.0%、父は47.4%であった。**

コ 悩みごとや困りごととその解決方法

Q29 ひとり親になる前に知りたかったことについて、お尋ねします。（上位3つに○）

Q30 ひとり親になったとき、悩んだ・困ったことについて、お尋ねします。（上位3つに○）

Q31 現在、悩んでいる・困っていることについて、お尋ねします。（上位3つに○）

- ひとり親になる前に知りたかったことでは、母、父ともに「お金に関する支援のこと」「子育てに関する支援のこと」が上位となっている。特に父子では、「子育てに関する支援のこと」が**63.2%**と他の項目に比べて高くなっている。

- ひとり親になったとき、悩んだ・困ったことでは、母では、「お金に関すること」で**42.2%**、「子育てに関すること」で**36.5%**、「住まいに関すること」で**34.2%**が上位項目となっている。

一方父では、「**お金に関すること**」、「**子育てに関すること**」が**同率で47.4%**と最も高く、「**就労に関すること**」は**36.8%**と、母に比べて低い。

- 現在の悩み、困りごとでは、母では「お金に関すること」が**69.3%**と最も高く、次いで「子育てに関すること」が**43.6%**、「**住まいに関すること**」が**38.3%**となった。また、「お金に関すること」は、ひとり親になる前（**51.0%**）やひとり親になったとき（**42.2%**）より回答割合が高くなっている。

父では、「子育てに関すること」が**52.6%**で最も高いが、ひとり親になったとき（**63.2%**）よりは低くなっている。

Q32 悩んだり、困ったときの解決方法について、お尋ねします。（上位3つに○）

- 悩んだり、困ったときの解決方法としては、母は「**46～50歳**」を除いてどの年齢層でも「**ネット・SNSで情報収集**」が最も多くなっており、年齢が若いとその傾向が顕著である。次いで、「**友人に相談**」が**24.5%**、「**行政に相談**」が**14.1%**となり、「**家族に相談**」が**13.0%**となっている。父でも、「**ネット・SNSで情報収集**」が**42.1%**と最も高く、次いで「**友人に相談**」が**26.3%**とである。「**特に何もしない**」も**21.1%**と多い。

サ 支援施策の認知経路

Q34 支援策については、どのようにお知りになりましたか。(当てはまるものすべてに○)

- 認知経路は、母・父ともにどの層においても「インターネット・SNS」が最も多く、母全体では 77.6%、父全体では 100.0%である。
- 次いで、「行政窓口で聞いた」が母全体で 39.3%、父全体で 100.0%となっており、さらに、「チラシ・ポスター」が母全体で 19.6%になっている。

シ コロナ禍による生活への影響

Q35 コロナ禍前後の就業状況の変化について、お尋ねします。(いずれか1つの番号に○)

Q36 Q36. Q35 で、「転職をした」と答えた方に、転職前と転職後の就業形態について、お尋ねします。(それぞれの項目ごとに、1つ○)

- 母子家庭では「コロナ禍以前と比べて就業状況は変わらない」が 39.4%で最も割合が高く、次いで「転職した」が 21.7%となっている。父子家庭は、「コロナ禍以前と比べて就業状況は変わらない」が 40.0%で最も割合が高く、次いで「コロナ禍以前より仕事の量が減った」が 33.3%と母子家庭に比べ 2 倍の割合となっている。

- 「転職した」と回答した 134 人のうち 131 名から回答をいただいた。

そのうち、母が 130 名、父が 1 名であった。

転職前が正規職員の方の現在の雇用形態について、「正規職員」への転職が 41.7%と最も高く、特に「31～35 歳」66.7%、「36～40 歳」63.6%と 30 代の層に多い。

転職前が派遣・契約職員の方の現在の雇用形態について、「派遣・契約職員」への転職が 46.2%と最も高い。45 歳より下の層は、正規職員への転職もみられるが、45 歳より上の層では他の層に比べ「雇用形態を変えずに転職した割合が高い。

また、転職前が非常勤・パート・アルバイトの方の現在の雇用形態について、「非常勤・パート・アルバイト」への転職が 46.6%と最も高い。「正規職員」への転職も 25.9%と、4 人に 1 人の割合でなされている。

転職前が自営・家業の方の現在の雇用形態について、「正規職員」、「派遣・契約職員」への転職が同率で 36.4%と最も高い。一方で、「自営・家業」と回答したものはいない。

Q37 コロナ禍前後でのあなたの状況の変化についてお尋ねします。

- 収入状況については、父母ともに「変わらない」、「収入が減った」がそれぞれ 4 割を超えている。

- 支出状況については、父母ともに「支出が増えた」が最も高く、父全体では 75.2%、母全体では 64.7%となっている。父母どちらも 18～50 歳まででみると「支出が減

った」の回答率が低い。

○健康状態については、父母ともに「変わらない」が最も高く、母全体では 49.8%、父全体では 58.8%となっている。また母では、「悪い」と回答したものが、51 歳以降の層で高くなっている。

○悩み・ストレスについては、父母ともに「増えた」が最も高く、母全体では 68.2%、父全体では 76.5%となっている。また、父では「減った」と回答するものはいなかった。

○親子で過ごす時間については、父母ともに「変わらない」が最も高く、母全体では 47.1%、父全体では 47.4%となっている。母では「減った」と回答するものが父の 2 倍近くいる。

○お子さんとの会話・やり取りについては、父母ともに「変わらない」が最も高く、母全体では 53.5%、父全体では 58.8%と半数以上である。

○お子さんを通じた親同士の交流については、父母ともに「増えた」が極めて低く、母全体では 10.1%、父全体では 6.3%となっている。特に母では年齢があがるにつれて、減少傾向にある。

シ 自由意見 (Q38)

Q38 ひとり親への支援について、ご意見やご要望がありましたら自由に記載してください。

○回答者 685 人のうち 328 人から回答をいただいた。

最も多かったものは、「手当・制度について」で 134 件。支援制度に関する意見が寄せられた。また、「相談体制について」の要望が 40 件、「子供の教育支援」が 28 件、「育児支援について」が 27 件あった。

さらに、不安や孤独感に関する意見が 26 件あった。

【手当・制度について】

○児童扶養手当を受給していますが、収入の制限をもっと緩和してほしい。フルタイムで働いていて、児童扶養手当をもらっていても生活が厳しい。

○子供との時間を減らして頑張って働いたら、所得制限を数万超えただけで、扶養手当がもらえなくなり、その他支援も受けられない。養育費ももらえず、日々の生活はカツカツで、ボーナスでなんとかやりくりしている。給料の半分は家賃で無くなる。

○ひとり親は常に一人で戦い、不安定である。安心するために収入を上げようと頑張っても支援が打ち切られる。収入により支援度を下げるのではなく、ひとり親である限りお金の支援、住居の支援は継続して行なってほしい。

○ 若干ではあるものの、社会情勢も含め、近年、ひとり親の男性も増えてきていると思うが、まだ社会的認知が低い。サービスについても女性視点が多いため、利用の仕方にも困難を有することが多い。

【相談体制について】

○ 経済的支援というよりは、母子ともに精神的支援を必要としている。家庭への助っ

人的な存在。

○養育費等について弁護士や専門の人に無料で相談ができる機会をもっと増やしてほしい。

○まだ知らない行政サービスがあり、管轄も異なるのが苦勞する。コンシェルジュのように、毎日オンライン相談ができる行政の方がいると親子の未来はもっと開けると思う。LINE等、ひとり親であれば勝手に情報が入ってくる「プル型」を切に願う。ひとり親女性は平日窓口に行くのは仕事で無理である。

【子供の教育支援】

○収入格差が教育や経験の格差につながるため、その差を埋めるような支援があるとうれしい。（中学受験支援など。）

○子供が大学生になると、色々な支援が一気になくなり、本当に困っている。大学に行く子供も増えているため、大学生にも支援していただけると助かる。

【育児支援について】

○仕事と家事に追われるため、ショートステイのように1ヶ月も前から予約を抑えないと使えないとか、在宅の際にしか使えないといった用途の極々限られたホームヘルプサービスではなく、数日前に分かった残業や出張などにも柔軟に対応できる預け先があると、安心してお仕事や休養がとれると感じています。

○忙しさで子供とじっくり向き合ってあげる時間が取れない＆ふたり親家庭より体験活動が減ってしまうと感じているため、親子で気兼ねなく参加できる体験活動があると良いと感じている。

○ひとり親対象のホームヘルプサービス(子供預かり、病院預かり含め)を充実させてほしい。

□○病児保育の利用のハードルが下がると嬉しい。

○貯金をしながら健康に働けて、日々焦らずに暮らせるよう助言してくれる支援者が欲しい。私の場合は、家に来て力いっぱい子供と遊んでくれたり、おしゃべりしたりしてくれるボランティアさんの支援が欲しい。

【不安や孤独感】

□○近くのひとり親同士で交流できる場があると嬉しい。

□○お金、自分の健康状態に困っている。なんとかしたいがうまくいかず、悩んでいる。

□○老後が心配。夫と死別後すぐ働きはじめたが、非正規雇用であり、老後は自分の厚生年金ではとても生活はできない見込み。健康なうちは働き続けるつもりだが、介護が必要になったらどのように生計をたてていけば良いのか不安。

3 ひとり親家庭の子供へのヒアリング 結果概要

(1) 目的

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）の策定にあたり、ひとり親家庭への支援策の検討のため、ひとり親家庭で育つ子供に対し、ヒアリングを実施した。

(2) 調査概要

ア 実施方法

- ・ひとり親家庭の子供3人を1グループとして3グループ（年代別）を作り、懇談形式で実施
- ・それぞれのグループにファシリテーターとして東京都ひとり親家庭自立支援計画検討委員会の森田委員長、泉谷副委員長のほか児童福祉分野の専門家が入り、大学生がファシリテーター補佐として加わった。

イ 実施日時

令和6年9月16日（月曜日）14時から16時まで

ウ 対象

- ・母子・父子福祉団体の会員の子供（小学校中学年から高校生まで）

エ ヒアリングテーマ

- ・今日話したい事
- ・されて嫌だったことや嫌だった場所、困ったこと
- ・これまで楽しかった活動や、遊び、居場所など
- ・あったらいい場所、サポート

オ 調査人数

全体	9人
小学生	6人
中学生	2人
高校生	1人

(3) 子供たちからの主な意見

ア 中高生

- ・きょうだいがいる場合、世話や家事負担が大きい。食事の準備や掃除などの家事負担への支援があると家庭の負担が減る。
- ・中高生が自由に利用できる居場所が必要であり、特に無料 Wi-Fi が使えるスペースがあるとよい。
- ・学習支援や塾について、利用する際の教材や夏期講習の費用、特に夏期講習の費用に対し、負担感がある。
- ・日常的な居場所の中で相談できるとよい。

イ 小学校高学年

- ・学校の教室や体育館の冷房が不満。暑さが厳しいため、強化を望む。エレベーターやエスカレーターの設置希望。
- ・6時間の授業が長く休み時間を増やしてほしい。
- ・自然が多く、清潔なトイレがある公園、高学年向けの遊具がある公園がほしい。

ウ 小学校中学年

- ・家族と過ごす、本屋や遊園地、旅行が楽しい。
- ・学校や友達との遊びは楽しい。勉強は苦手。給食は楽しみのひとつ。
- ・学童を利用して、宿題も学童で終わらせる子もいる。土曜日は習い事のあと、学童を利用している。
- ・ひとり親であることは友人や家族とも話さない。ひとりで寂しいと感じても周囲には話さずこれからも話したくない。

エ 大学生（ファシリテーター補佐として参加）

- ・ひとり親家庭で育ったが、自分の家庭環境について話すことに抵抗を感じている。また、ひとり親であることが恋愛や将来のパートナーシップに影響を及ぼす不安がある。（「ひとり親＝裕福ではない」と思われるのではないか。）

(4) ファシリテーターの主な意見

ア 子供たちへのヒアリングの取組について

- ・子供たちの参加は簡単ではなく、参加のプロセスや反映の仕方も難しい。当事者性を考慮したアプローチが必要。
- ・子供たちが自分の夢や将来、自分の意見を自由に話せる場を提供することが重要であり、それが子供の成長や支援に繋がる。
- ・少人数のヒアリングが有効であるため、それを活用しながら、意見を言えない子供たちの声をどう拾うかが課題。
- ・子供たちの居場所の確保や適切な支援につなげるため、子供たちや保護者に対する効果的な周知が必要。

イ 意見を踏まえた支援について

○子供たちの情報格差と適切な情報提供

- ・子供たちの間で情報の格差があり、それを解消するための適切な情報提供が必要。
- ・子供たちが必要な支援を受けられるようにするため、子供たちに直接情報が届くようにする必要がある。
- ・学校が子供たちへの情報提供の役割を果たせるとよい。

○子供たちの遊びと居場所（子供食堂や学習支援の場等）の拡充

- ・子供たちが安心して遊びや勉強ができる居場所が必要。
- ・要支援家庭等の把握のためにも学習支援の場を広げることは重要。
- ・子供食堂や学習支援の場に、どのような人がいるかでその役割も変わってくる。
- ・ひとり親家庭の子供たちにとっての行きやすい環境、行く気になる場所を考え、環境を整える必要がある。

○ひとり親家庭の負担への対応

- ・きょうだいがいる場合、弟や妹の世話をする必要があり、そのことを含めた家事が子供の負担となることがある。
- ・経済的には、特に子供たちの習い事や受験期の負担が大きい。
- ・ひとり親家庭の状況に応じた支援が必要。

4 区市町村アンケート調査 結果概要

(1) 目的

「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）」策定にあたり、区市町村の相談実施状況や事業への課題、都への要望等について調査を実施し、ひとり親施策検討の参考とする。

(2) 調査概要

ア 調査方法

LoGo フォームにより調査を実施した。

イ 調査期間

令和6年9月13日から令和6年9月27日まで

ウ 調査対象

都内62区市町村

エ 調査項目

- ・母子・父子自立支援員の配置状況（2問）
- ・相談支援の実施状況（4問）
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス（12問）
- ・養育費確保支援の取組（2問）
- ・民法等の一部を改正する法律成立関係（2問）
- ・ひとり親家庭支援について都への意見・要望等（自由記載）

(3) 調査結果概要

概要を記載

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）検討委員会

委員名簿

No	氏 名	所 属	備 考
1	森 田 明 美	東洋大学名誉教授	委員長
2	泉 谷 朋 子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部 准教授	副委員長
3	木 村 秀 樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター 課長	市代表
4	小 阿 瀬 広 道	千代田区子ども部子育て推進課長	区代表
5	森 貴 昭 (令和6年7月31日まで) 水 野 陽 介 (令和6年8月1日から)	東京労働局職業安定部職業安定課長	国
6	横 井 義 広	社会福祉法人同胞援護婦人連盟 母子生活支援施設 リフレここのえ 施設長	母子生活 支援施設
7	小 川 啓 太	住宅政策本部住宅企画部企画担当課長	都
8	吉 川 玉 樹	住宅政策本部都営住宅経営部管理制度 担当課長	都
9	石 島 英 樹	産業労働局雇用就業部就業施策調整担当 課長	都
10	畑 中 和 夫	福祉局生活福祉部企画課長	都
11	瀬 川 裕 之	福祉局子供・子育て施策推進担当部長	都